

令和6年 第4回

仁木町議会定例会会議録

開 会 令和6年12月19日(木)

閉 会 令和6年12月19日(木)

仁 木 町 議 会

令和6年第4回仁木町議会定例会議事日程

◆日 時 令和6年12月19日（木曜日）午前9時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員長報告

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 行政報告

日程第6 報告第1号 令和5年度各会計決算特別委員会審査報告書

日程第7 一般質問 並行在来線のバス転換への今後の展望は（佐藤秀教議員）
高齢者へ思いやりのある対応を（野崎明廣議員）

M a a Sの取組の現状は（前田春奈議員）

国保税の子ども均等割の見直しを（上村智恵子議員）

特定技能実習生の住宅整備に助成を（嶋田 茂議員）

日程第8 承認第1号 専決処分事項の承認について

令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）

日程第9 議案第1号 令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）

日程第10 議案第2号 令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第3号 仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例
の一部を改正する条例制定について

日程第12 議案第4号 北後志衛生施設組合理約の一部を変更する規約について

日程第13 意見案第5号 「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書

日程第14 意見案第6号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書

日程第15 委員会の閉会中の継続審査

日程第16 委員会の閉会中の所管事務調査

令和6年第4回仁木町議会定例会会議録

開 会 令和 6年12月19日(木) 午前 9時30分
 閉 会 令和 6年12月19日(木) 午後 3時25分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（8名）

1 番 前 田 春 奈 2 番 山 内 健 生 4 番 佐 藤 秀 教
 5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫 7 番 上 村 智 恵 子
 8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（1名）

3 番 木 村 章 生

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	産 業 課 長	浜 野 崇
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	河 井 健
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 長	鹿 内 力 三	教 育 次 長	和 田 秀 文
総 務 課 参 事	濱 田 敬 司	農 業 委 員 会 会 長	木 田 憲 一
財 政 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(浜 野 崇)
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
企 画 課 長	奈 良 充 雄	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
住 民 環 境 課 長	本 多 弘 一	代 表 監 査 委 員	原 田 修
福 祉 課 長	菊 地 健 文	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
福 祉 課 参 事	浜 野 公 子		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫

開 会 午前 9 時 3 0 分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、8名です。木村議員より欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達していますので、只今から令和6年第4回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、5番・野崎議員及び6番・宮本議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。前田副委員長。

○議会運営委員会副委員長（前田春奈）皆さん、おはようございます。

本日木村委員長が欠席のため、私から議会運営委員会決定事項について、報告いたします。

本定例会を開催するにあたり、12月5日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、報告1件、承認1件、議案4件、意見書2件の計8件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が5人から5件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6の決算特別委員会審査報告書については、委員長報告の後、質疑を一括して行い付議議案ごとに、討論・採決を行います。日程第7の一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、野崎議員1件、前田議員1件、上村議員1件、嶋田議員1件の順でございます。日程第8の専決処分については即決審議でお願いいたします。日程第9から第10の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第11の条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第12の規約変更については即決審議でお願いいたします。日程第13から第14の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましてはお手元に配付のとおりでございます。日程第15・委員会の閉会中の継続審査、日程第16・委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、お手元に配付のとおり各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。令和6年第4回仁木町議会定例会招集日は、本日12月19日木曜日、会期は、開会が12月19日木曜日、閉会が12月20日金曜日の2日間といたします。

最後に当面する行事予定については、お手元に配付のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日12月19日から12月20日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月19日から12月20日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配付しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和6年第4回仁木町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は令和6年第4回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところこのようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、今井監査委員、木田農業委員会会長、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、今年1年を振り返りますと、国内では数々の自然災害、物価高騰、人手不足と大変厳しい日常を過ごす年となりました。そのような厳しい状況下におきましても、先日各生産組織の反省会に出席させていただきましたが、JA新おたるトマト生産組合や仁木町アイコ生産組合の本年の販売額が過去最高を達成されたとお聞きしておりますし、お米も新米の取引が過去最高値になったとの報道がありましたように、本町の米も例年にはない高い価格で推移され、果樹も含めて生産者の皆さまのご努力に対し敬意を表する次第であります。同様に、商工業・中小企業に携わる方々におかれましても、厳しい環境の下で日々経営努力をされておりますことに併せて敬意を表するところであります。

今、国政を見ておりますと、新たな首相が誕生し衆議院解散選挙が行われ、結果として政権与党が大幅に議席を減らすなど非常に混沌としている状況にあります。また、海外に目を向けても、いまだロシアによるウクライナ侵攻は終わりが見えず、アメリカ政府の動向もしかり、隣国の政治情勢など先行きが見えない今の時代において、日本のみならず世界中で非常に厳しい難しい局面を迎えているものと危惧されて

おります。もちろん、長引くコロナ禍の影響により、我々の生活や社会に支障を来している部分もありますが、今後地方は近い将来、衰退の一途を急激に迎え、国全体の力が更に弱体化してしまうのではと懸念されております。

先般、石破総理大臣が、地方創生は内閣の最重要課題とした上で地方と都市が結びつくことにより、都市部の方々にとっても仕事や学び、余暇を含めた暮らし、人生の選択の幅が広がることになる」と申しており、来年度予算で地方創生の交付金の倍増を目指すとともに、新たな経済対策で農林水産業や観光業の付加価値を高める取組などを支援し、交付金を前倒しで措置する考えを示されました。消滅可能性都市から脱却できた仁木町も、これまでの地方創生を検証しつつ、次の時代に向けた可能性を追求するべく、引き続き歩みを進めてまいる所存であります。

さて本題に戻りますが、本定例会には、前田議会運営委員会副委員長からご説明がありましたとおり、承認 1 件、議案 4 件、計 5 件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、令和 6 年第 4 回仁木町議会定例会開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

それでは行政報告をさせていただきます。

はじめに、全国町村長大会について申し上げます。全国町村長大会が11月20日、東京渋谷のNHKホールにおいて全国926の町村長と、都道府県町村会関係者及び来賓の青木一彦内閣官房副長官、額賀福志郎衆議院議長、長浜博行参議院副議長、村上誠一郎総務大臣、伊東良孝内閣府地方創生担当大臣、渡部孝樹全国町村会議議長会会長、岸田文雄前内閣総理大臣など約1500名が出席して開催され、私も出席してまいりました。はじめに、吉田隆行会長（広島県坂町長）が挨拶に立ち「我が国の少子高齢化と人口減少の進行は、社会・経済・地域など様々な分野において深刻な影響を及ぼしている。この現状を打破するには、国全体として、これらの問題に立ち向かい、東京一極集中を是正し、地方分散型の国づくりを強力に推進するとともに、持続可能な地域社会を追求していかなければならない。地方税財政については、町村が地域の課題解決に向けて積極的に取り組むための安定的な地方税財政基盤の確保が重要であることから、地方交付税を始めとする一般財源の総額が確実に確保されるよう、国に対し、引き続き強く求める。」と力強く訴えました。次に、青木一彦内閣官房副長官から「本年も能登半島での地震や豪雨など、各地で自然災害が相次いでおり、近い将来には首都直下地震、南海トラフ巨大地震などの発生も懸念されている。被災者の方々の生活環境の改善や、早期の復旧復興に、国として責任を持って取り組むとともに、防災庁の設置準備も着実に進めながら、平時からの備えとしての事前防災を強化してまいりたい。また、日本の社会経済の停滞を打ち切る、打ち破る起爆剤は中央だけではなく、地方に眠っている潜在力に着目する必要がある、農林水産業、製造業、サービス産業などの地方の産業こそがこの起爆剤になりうる。国の一律の指導ではなく、1718市町村が主役となって、多様な価値に合った個性的な地域を創造していただきたい。」と挨拶がありました。この後、出席した来賓からの挨拶、議長選出を経て、議事に入りました。議事では、大会運営委員会で決定した町村をめぐる諸問題の解決に向け、一、人口減少に歯止めをかけ、少子化対策をさらに強化するとともに、地方創生を強力に推進し、東京一極集中の是正と分散型国づくりの実現を図ること。一、東日本大震災、令和 6 年能登半島地震及び豪雨災害等からの復旧・復興の加速と、全国的な防災・減災対策、国土強靱化を推進すること。一、実効ある経済対策による地域経済の再生を図ること。一、町村にとって最重要課題である地方交付税等の一般財源総額を確保すること。一、地方分権改革を推進すること。一、自治体DXを始めとするデジタル化施策を推進すること。一、都市と農山漁村の共創社会を実現すること。一、農業関係予算の増額、食料・農業・農村政策の一体的な推進による持続可能な地域社会の実現を

図ること。一、森林整備の促進と国産木材の需要拡大等を通じた林業の振興と山村の活性化を図ること。

一、ALPS処理水の海洋放出に伴う、風評対策、水産業支援等の徹底を図るとともに水産業の振興、漁村の活性化に取り組むこと。一、地域からの脱炭素化を推進すること。一、地域の実情に応じたこどもたちのための学校部活動改革を実施するとともに、指導者を確保すること。一、参議院の合区を早急に解消すること。一、領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと、の14項目の決議案と「全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急議決」、「少子化対策の強化と地方創生の推進に関する特別議決」、さらには、令和7年度政府予算編成及び各種政策の具体化に向けた、地方創生の推進、町村自治の確立、地方税財政、地域のデジタル化の推進、脱炭素社会等の推進、地域医療・介護保険制度及び国民健康保険、少子化対策とこども・子育て政策の推進、地域共生社会の実現、教育施策等の推進、農林水産業、国土政策など12項目の重点要望と35項目の大会要望を満場一致で採択し、同日閉会いたしました。

次に、令和5年度決算における財務書類について申し上げます。「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」により作成が求められている財務書類につきまして、作成が完了し分析結果がまとまりましたので、報告いたします。財務書類のうち、貸借対照表では、これまでに185.3億円の資産を形成し、そのうち、過去の世代や国・道の負担で既に支払いが済んでいる純資産が122.1億円（66%）、将来の世代が負担していくこととなる負債が63.2億円（34%）であることを示しております。なお、これらを住民1人当たり（令和5年度末現在3048人）に換算しますと、資産が608万円、負債が207万円で、純資産が401万円となります。資産で大きな割合を占めるのが道路などのインフラ資産で、資産全体の45%を占め、庁舎・町営住宅などの事業用資産は36%となっております。その他につきましては、基金・積立金が主なものとなっております。一方、負債では、地方債が総負債の89%を占めており、大きな割合となっております。概略は以上のとおりであります。詳細につきましては、「地方公会計制度統一的な基準による仁木町の財務書類」を別途お手元に配付しておりますので、後ほどご高覧願います。なお、来年1月までに町ホームページ上で公表し、要約版を2月発行の広報にき財政特集号に掲載する予定であります。

次に、ニキバスと乗客の接触事故について申し上げます。11月28日午後1時過ぎに余市町内行きのニキバスが、銀山駅前十字路付近で下車後の乗客と接触する事故が発生しました。町では連絡を受け、企画課長と担当者が運行委託業者であるイナホ観光株式会社に事故状況を聞き取りしたほか、イナホ観光株式会社 嘉屋社長が接触された方宅を訪れ謝罪した後、外傷やその他の自覚症状はなかったものの、念のため余市町内の病院で受診していただきました。幸いなことに傷みなど接触による症状はなく、同日、帰宅することとなり、私が不在であったことから、副町長と企画課長から謝罪させていただきました。ニキバスについてはバス自体の損傷はなかったものの別のニキバスを運行させ、時刻に遅れは生じませんでした。町では今回の事故を重く受け止め、委託事業者であるイナホ観光株式会社に対して安全運転・事故防止の徹底を申し入れたところであります。今後におきましても更なる安全運転に努め、地域の皆さまに愛される公共交通機関として多くの方にご利用いただけるように努力してまいります。

次に、北海道原子力防災総合訓練について申し上げます。東日本大震災における福島第1原発事故を受け、平成24年から実施されている北海道原子力防災総合訓練が10月31日に実施されました。訓練は、関係機関の連携、地域住民の防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図ることを目的として、後志地方を震源とする最大震度6強の地震が発生し、泊発電所3号機の原子炉が冷却不能となり原子力災害に至ることを想定し、共和町のオフサイトセンターに災害対策本部を設置して行われました。本町におきましては、町職員16名のほか、屋内退避及び住民避難訓練に772名が参加し、オフサイトセンター運営訓練、緊

急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練、広報訓練、住民避難訓練、原子力災害医療活動訓練を行ったほか、新たな試みとして広域避難先である札幌市内のホテルへ要配慮者（福祉施設）の避難を実施いたしました。今後におきましては、訓練結果から課題等を把握した上で、原子力災害が発生した場合に備え、手順の見直しや国、北海道、関係自治体との連携に努めてまいります。

次に、令和 6 年度仁木町敬老会について申し上げます。11月 8 日仁木町民センターにおいて、令和 6 年度仁木町敬老会を 5 年ぶりに開催いたしました。当日は、町内在住の80歳以上の対象者441名のうち、69名（出席率約16%）の出席があり、嶋田副議長を始め、関係機関・団体から 5 名のご来賓をお迎えし、盛会のうちに終了することができました。アトラクションでは、にき保育園の園児たちによる可愛らしいダンスや、国の重要無形民俗文化財であります松前神楽を仁木神社の板谷宮司を始めとする皆さまに披露していただき、笑顔あふれる敬老会になりました。ご出席いただきました関係各位及び協力いただいた団体の皆さまに対し、この場をお借りし、お礼を申し上げます。

次に、社会福祉法人 北海道社会事業協会 余市病院の救急医療に対する財政支援について申し上げます。本年 8 月14日に北海道社会事業協会 余市病院（余市協会病院）より、平成22年度から行っている救急医療体制の維持確保に対する財政支援について、今年度も要望がありました。依然として医療を取り巻く環境は、医師及び看護師等の都市部への偏在化が改善されておらず、常勤医師が少ない中であって、北後志 5 町村の基幹病院としての機能に併せ、時間外救急を維持するためには出張医師に頼らざるを得ず、医師やこれに携わる当直看護師、放射線技師及び検査技師など、スタッフの人件費や診療材料費などで多額の経費が必要となり、さらには、看護師等医療従事者確保のために独自の奨学金制度を設けるなど、新たな人材確保に向けた投資も必要となっております。このことから、救急医療部門につきましては、赤字が常態化しているため、現在の救急医療体制を維持していくことを目的に、今年度も北後志 5 町村に対し 2500万円の財政支援を要望されたものであります。これを受け、10月 9 日に開催された北後志地域保健医療対策協議会総会において、余市協会病院に対し北後志 5 町村で財政支援をすること、帰省や行楽の際に救急搬送された患者に係る費用分についても 5 町村で負担すること、各町村の負担割合は患者数による実績割とすることを決定したところであり、本町の負担額は189万円（前年度対比16万7000円の減）となりました。つきましては、今定例会に歳出補正予算を計上させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、農作物の生産状況について申し上げます。農作物の生産に大きく影響する本年の気象は、融雪は昨年より12日遅かったものの平年より 1 日遅い平年並みとなりました。春先の気温につきましては、4 月中旬から 5 月下旬にかけて気温の高い日が多く、平均気温は平年より 2 度以上高く経過しましたが、5 月下旬からは気温の低い日が続き、平均気温より1.2度下回り、暖気と寒気の入れ替わりが見られました。日照時間は平年並みでしたが、7 月下旬から 8 月にかけて曇天の日が多く、平年に比べ59%となり、一部の作物に日照不足の影響が見られました。降水量は積算で698mmと平年並みでありましたが、まとまった降雨が数回あったため、一部の圃場では浸水被害も見られました。こうした環境の中、主な農作物の生産状況につきましては、ミニトマトは、5 月下旬から 6 月上旬の低温・日照不足により生育が遅れましたが、7 月上旬から気温は回復し、8 月は全体的に高温で推移したことで生育は進んだものの、曇天による日照不足が原因で着色不良や裂果が発生しました。9 月以降は気温・日照時間ともに平年並みだったため、生育は順調に推移し、収量・品質ともにほぼ平年並みという結果でありました。JA新おたるミニトマト集出荷貯蔵施設での 4 生産組合の取扱合計は2602トで、前年対比114.0%と伺っております。水稻は本町を含

め後志管内の作況指数が102となり、品質は平年並みで、一等米率は92%程度となりました。品種別には、ななつぼしが全体の47%、ゆめぴりかが38%となっております。また、国の米政策により講じられている経営所得安定対策等では飼料用米やそばなどの取組に対し8000万円余りが農業者に直接交付されております。サクランボは4月中旬以降気温が高く推移したことで、生育は順調に進んでいましたが、開花時期に強風や降雨があったため、着果数が少なく、全体収量は前年と比較し27%程度少ない結果となりました。ブドウは露地・ハウスとも4月中旬からの高温により生育が早まり、品種全般で収穫は早く、収量や品質も平年並みとなりましたが、一部の圃場で晚腐病が発生し減収となった品種もありました。

行政報告は以上であります。先ほども申し上げましたとおり、別途お手元には、地方公会計制度統一の基準による仁木町の財務書類のほか、令和6年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和6年第4回仁木町議会定例会教育行政報告について申し上げます。

はじめに銀山義務教育学校の進捗状況について申し上げます。銀山義務教育学校につきましては、本年8月22日に開催いただきました仁木町議会全員協議会において、補助金の算定誤りにより一般財源の持ち出しが当初の予定額を大幅に上回ることが判明したことから、計画面積の圧縮や改修内容の見直し、また、工事期間を2年に延長することにより補助を最大限に活用可能となるため、開校を2年遅れの令和10年度の予定になることをご説明させていただきました。その後、9月5日に銀山中学校にて銀山小中学校の教職員への説明、9月27日には銀山改善センターにおいて地域説明会を開催し、10月2日に令和6年度銀山義務教育学校基本設計（詳細分）委託業務として契約を締結し、現在仮図面の作成及び概算工事費の算出作業を行っているところであります。今後におきましては、面積や教室などの配置、概算工事費の積算が終わりましたら議会や地域の方々にご説明させていただく予定としますので、よろしくお願いいたします。

次に、令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会への報告と公表が規定されております。令和5年度に教育委員会が実施した事務・事業について教育委員会事務局により一次評価を実施し、その後、仁木町教育委員会教育委員による総合的な観点からの二次評価を実施したあと、学識経験者3名の方々から知見に基づく意見及び助言をいただき、報告書を作成いたしました。評価結果につきましては、それぞれの取組の強弱はあるものの、概ね良好と判断しております。概略は以上のとおりであります。詳細につきましては、「令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」を別途お手元に配付しておりますので、後ほどご高覧願います。

次に、給食配送車の車両事故について申し上げます。12月10日午前10時50分頃、町道1番線と町道仁木山の手線（通称フルーツ街道）のT字路交差点において、本町の赤井川村小中学校への給食配送車と、函館市の運輸会社のトラックによる接触事故が発生しました。事故の状況は、一時停止側である本町の給食配送車が停止できずにフルーツ街道にはみ出して停止し、その時に直進してきたトラックが避けきれず給食配送車の運転席側ミラーと接触し、ミラー等が脱落しましたが、双方の運転者に怪我などはなく、当日から代替車による通常勤務を行っております。赤井川村への給食配送は12月24日までとなっております。

で、配送業務に支障を来さないようミラーなどの修復に係る応急措置を行い業務を継続しております。今後におきましても更なる安全運転に努め、配送順路についても、国道や信号機設置の交差点を経由するなどして、事故防止の対策を図って参ります。

次に、シャインマスカットの寄贈について申し上げます。このたび、学校給食用として地場産品の魅力子どもたちに伝えていきたいとの思いから、昨年度に続き今年度も J A 新おたる仁木果樹生産組合ハウスどう部会より、本町産シャインマスカット「La・La・shine（ラ・ラ・シャイン）」約 25Kg を寄贈いただきました。寄贈いただいたシャインマスカット「La・La・shine」は 11 月 1 日に学校給食で提供されており、児童・生徒からは「とてもおいしい」と感想が述べられていました。心温まる善意に保護者をはじめ学校関係者及び教育委員会といたしましては、深く感謝しているところであり、これを機に子どもたちが地域の産業を学び、生産者に感謝する心を育むことを期待しているところであります。以上で令和 6 年第 4 回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第 6 報告第 1 号

令和 5 年度各会計決算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第 6、報告第 1 号『令和 5 年度各会計決算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。嶋田委員長。

○決算特別委員会委員長（嶋田 茂）令和 5 年度各会計決算特別委員会審査報告書について説明申し上げます。

別冊議案書の 1 ページでございます。

報告第 1 号、令和 5 年度各会計決算特別委員会審査報告書。本特別委員会に付託された次の事件の審査結果を別紙のとおり報告する。令和 6 年 12 月 19 日、令和 5 年度各会計決算特別委員会委員長 嶋田 茂。記といたしまして、令和 6 年 9 月 25 日付託。付託事件につきましては、令和 6 年第 3 回仁木町議会定例会で付託されました、議案第 1 号から議案第 4 号までの令和 5 年度一般会計及び 3 特別会計の歳入歳出決算認定でございます。

2 ページをお開き願います。11 月 5 日付け、横関議長宛の委員会審査報告書でございます。審査の結果、令和 5 年度一般会計及び 3 特別会計は、すべて認定すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第 76 条の規定により報告いたしました。

3 ページからは、審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託事件は記載のとおりでございます。委員会の開催年月日は、令和 6 年 9 月 25 日、10 月 10 日、10 月 11 日の 3 日間でございます。委員会出席者、欠席委員、委員会条例第 18 条の規定により出席を求めた者及び事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の経過でございますが、令和 6 年第 3 回定例会において、議長を除く議員 8 名により構成する令和 5 年度各会計決算特別委員会が設置され、令和 5 年度一般会計をはじめ、特別会計 3 会計の決算認定についての審査付託により、その審査を行ったものでございます。

審査に当たりましては、4 ページに記載の決算審査の意義と考え方、決算審査の視点を全委員が共通認識の基、町長から提出のありました各会計歳入歳出決算書、決算資料及び主要施策説明書、更には監査委

員からの決算審査意見書等々を基に、町長をはじめ、副町長、教育長他、各関係課長らの出席を求め実施したものでございます。

5 ページをお開き願います。一般会計の歳出では、地域おこし協力隊全国サミットの内容、放課後児童健全育成事業委託料の不用額、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業におけるバイオマス発電の事業化の可能性、ワインツーリズム受入環境整備事業における循環バスの効果、銀山地区義務教育学校基本設計策定委託業務の内容、スポーツ少年団育成補助金の内容などについての質疑（確認）があり、歳入では個人町民税増額の要因、備荒資金組合納付金へ納付するメリットなどについての質疑がありました。一般会計の討論では、仁木町エネルギー転換実証事業委託業務について、「申請・予算見積り・発注・契約に至る過程において、事務処理上の疑問点も多く、到底理解できない」。また、バイオマス発電の実証事業について、「拙速とも思われる取組は、今後、事業を推進する上で支障となることは否めない」、ワインツーリズム受入環境整備事業について、「循環バスの運行は、個々の観光農園としても送迎している実態があり、地域観光産業の幅広い取組が大切である」と認定に反対する討論がありました。一方、「総合計画に基づき実施した各種事業については、町民サービスの向上に努めたものと評価できる」と認定に賛成する討論がありました。簡易水道事業特別会計では、有機フッ素化合物の検査の実施状況などについての質疑（確認）がありましたが、討論はありませんでした。国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計では、質疑及び討論はありませんでした。

次に、決定事項であります。記載のとおり、令和 5 年度の一般会計及び特別会計 3 会計につきましては、いずれも賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。以上、仁木町議会会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田委員長、自席へお戻り下さい。

これより、討論・採決を行います。

付託議案第 1 号

令和 5 年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）それでは、付託議案第 1 号『令和 5 年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔場内、挙手する者あり〕

○議長（横関一雄）付託議案第 1 号に対する委員長の報告は、認定とするものです。

したがって、はじめに、認定に反対者の発言を許します。4 番・佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）それでは、令和 5 年度一般会計決算認定について、反対討論を行います。

令和 5 年度仁木町エネルギー実証事業委託業務について、国への申請をはじめ、予算見積り、発注から契約、実施に至るまでの過程において、事務処理上の疑問点も多く、到底納得できるものではありません。また、バイオマス発電実証事業においても、地域住民とのコンセンサスを得ることが必要不可欠であり、拙速とも思われる取組は、今後、事業を推進する上で支障となることは否めないものと考えます。以上の

理由から、令和 5 年度一般会計決算認定については反対するものであります。以上です。

○議長（横関一雄）次に、認定に賛成者の発言を許します。6 番・宮本議員。

○6 番（宮本幹夫）それでは、令和 5 年度一般会計の決算の認定についてでございます。

賛成討論を行いたいと思います。本町の財政状況は、監査委員の監査報告にもあったとおり、徐々にですが回復の兆しが見えております。基金と備荒資金組合への超過納付等を合わせると約 32 億円となっており、標準財政規模を上回る状況にもなっております。加えて、仁木町の総合計画に基づき令和 5 年度に実施いたしました各事業については、町民サービスの向上に努めたものと評価いたします。よって令和 5 年度決算については賛成するものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）他に討論はありませんか。5 番・野崎議員。

○5 番（野崎明廣）令和 5 年度一般会計決算について反対をいたします。

ワイン産地持続化事業として、ワインツーリズム受入環境整備事業は、ワインバス運行・ワイナリーを巡る循環バスの運行のみであり産地として持続発展を目的とした体制には至っていない。よって反対をさせていただきます。

○議長（横関一雄）他に、討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第 1 号『令和 5 年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

付託議案第 1 号『令和 5 年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』を認定することに賛成の方はご起立願います。

〔場内、起立多数〕

○議長（横関一雄）起立多数です。

したがって、付託議案第 1 号『令和 5 年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

付託議案第 2 号

令和 5 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）次に、付託議案第 2 号『令和 5 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第 2 号『令和 5 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第 2 号『令和 5 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

付託議案第 3 号

令和 5 年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）続いて、付託議案第 3 号『令和 5 年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第 3 号『令和 5 年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第 3 号『令和 5 年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

付託議案第 4 号

令和 5 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）続いて、付託議案第 4 号『令和 5 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第 4 号『令和 5 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第 4 号『令和 5 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 7 一般質問

○議長（横関一雄）日程第 7『一般質問』を行います。5 名の方から 5 件の質問があります。

最初に『並行在来線のバス転換への今後の展望は』以上 1 件について、佐藤議員の発言を許します。4 番・佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）それでは、並行在来線のバス転換への今後の展望について質問をいたします。

2030年度末を予定していた北海道新幹線の札幌延伸が困難となり、多方面に波紋が広がっています。北海道が主導する「北海道新幹線並行在来線対策協議会」において、新幹線開業に伴い、2022年3月の段階で並行在来線区間の長万部一小樽間、通称「山線」のバス転換が決定していますが、鉄路廃止の方針を決めたこの2年半で、地方鉄道を取り巻く状況は大きく変化しました。運転手の残業規制を強化する「2024年問題」により、バス運転手不足が想像以上に深刻化し、道内のバス会社は鉄道代替交通を引き受ける余裕がない状況に陥っています。この様な状況下において、昨年5月以来、約1年3か月ぶりに後志ブロック会議が8月28日に開催され、運転手不足が深刻化するバス事業者が北海道が示した代替本数案に難色を示しており、バス転換への難しさが一層高まっています。そこで、並行在来線のバス転換への今後の展望について、町長の見解を伺います。1点目、ブロック会議の中で、バス事業者は現行路線を維持していくだけでも難しいと訴えているが、この状況をどのように捉えているのか。2点目、昨年5月28日開催のブロック会議で、バス事業者に対してバス転換以後のバス運行について協力を求めていくことで確認しているが、今年のブロック会議開催までの間、バス事業者とはどのような協議を行ってきたのか。3点目、バス運転手不足が深刻化する中、本町が求める「バス転換後の持続可能な交通体系」をどのように考えているのか。4点目、バス事業者と協議の結果、本町が求める持続可能な交通体系が確保できない場合、どのような方法を考えているのか。以上4点について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の佐藤議員からの、並行在来線のバス転換への今後の展望は、の質問にお答えします。

1点目の「バス事業者は現行路線を維持していくだけでも難しいと訴えているが、この状況をどのように捉えているのか」についてであります。先に開催されたブロック会議において各バス事業者から現行路線の維持に関して、難しい状況であるが様々な検討を行うことは可能とのことであります。この発言を受け、私を含め参加した全ての首長がバス運行に対して、厳しい状況に置かれていることを認識したところですが、各バス事業者がこの課題と真摯に向き合い、解決へ向けて対応いただけるものと考えております。

2点目の「昨年開催のブロック会議から今年開催のブロック会議までの間に、バス事業者とはどのような協議を行ってきたのか」について申し上げます。昨年開催された第16回ブロック会議で提案された函館線（長万部・小樽間）代替バス運行計画（案）に基づきまして、令和5年6月に事務局であります北海道が後志地域のバス運行を担っている中央バスやニセコバスと事務打ち合わせを行い、同年9月には各バス事業者の代表者と面談し計画案に基づいた協議会の考え方を示した上で運行に対する協力を依頼しており、バス事業者からは出来る範囲で協力させていただく旨の発言がありました。その後、北海道と各バス事業者間におきまして事務レベルで現行路線の状況を踏まえた具体的な運行ダイヤの作成などの協議を重ねており、この間、北海道の担当者から関係自治体に対して個別の説明を受けており、その際や事務担当者の会議などでも町の意見を申し述べ、事務局及び本町を含めた関係機関はバス転換に向けた努力を重ねております。

3点目の「本町が求める「バス転換後の持続可能な交通体系」をどのように考えているのか」につきましては、仁木町地域公共交通計画におきまして、公共交通を持続的に維持し続けるためには運行効率や利便性の向上が必要と位置付け、これまでバス転換後の運行ルートやダイヤを見据え、バスターミナルの設置や各地域との接続をどのように行うか検討してきたところでありますが、北海道新幹線の札幌延伸が延

期され、並行在来線のバス転換も延期される見込みとなることから、引き続き、バス転換後の運行計画について、検討を重ねてまいりたいと考えております。

4点目の「バス事業者と協議の結果、本町が求める持続可能な交通体系が確保できない場合、どのような方法を考えているのか」についてであります。バス転換の時期を含めて、現状においてバス転換後の交通体系が見通せない状況であります。各首長と良好な連携のもと協議を重ねながら、その中で本町が求める持続可能な交通体系が確保できるよう引き続き努力してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今町長の方から4点についてご答弁いただきましたけれども、道内の路線バスを運行する13社については、12月に入って、燃料費や人件費の高騰による運賃値上げ、そして運転手不足を理由に減便するなど、利用者にとっては非常に厳しい状況になっています。このような状況下において、バス運転手の確保・定着化については、喫緊の課題と捉えてブロック会議でも議論されておりますけれども、自治体によっては地域おこし協力隊の制度を活用して取り組んでいるところもあるようですけれども、町長はこのバス運転手の確保、そして定着化に向けた取組をどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今のバス運転手の確保・定着に向けた取組をどう考えているのかについての質問にお答えいたしますが、バス運転手の確保・定着化につきましては、各事業者とも大変苦労していると認識しており、ブロック会議においてもですね、業界における運転手不足が深刻になっていることが議論されております。北海道も免許取得に対する助成や移住政策と連携・連動したプロモーションをですね、実施しております。本町におきましても事業者が実施している職場体験会など広報への掲載や案内チラシを配布しているところでございます。どの業種も人手不足となっている現状の中でですね、バス運転手の確保としての即効性のある取組はまだ見い出せておりませんが、今後も各関係機関と連携し、持続可能な地域交通の確保に向けた取組を推進してまいりたい。そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）非常にこの即効性という部分では、なかなかこの取組も難しいものと考えますけれども、ではなぜ運転手が増えないのか。この大きな要因は、運転手の賃金が低いことです。まずは賃金を上げることが必要ですが、これがまた難しく厳しく、全国のバス会社の87%が赤字で運転手を増やすことが困難な状況です。これが実態のようです。非常に高いハードルの問題でございますが、今後も解消に向けて様々な取組に期待するところでありますが、このような状況下において、バス転換への条件は鉄道並みの利便性を確保することです。北海道が今後、どのようなバス転換を図るのか、その考えは全くわかりませんが、北海道がバス転換へのスタンスを崩していない以上は、このままバス転換で進められるものと考えます。そこでバス事業者自体がもう体力がない、このような状況を考えると本当にこのバス転換は可能なのか、町長の見解を伺いたしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）並行在来線のバス転換につきましては、各沿線自治体の各首長がですね、様々な議論を行ってきた中で苦渋の決断をし、バス転換を決定したものであります。

議員仰るとおりですね、現在のバス事業者を取り巻く環境は非常に厳しい状況でありまして、仰るとおり運転手が今不足している状況ではございますけれども、既存路線の利用や利用者動向の精査、関係機関

との協議などを含めましてですね、様々な方向から検討を進め、バス転換を可能としていくことが必要であるというふうに考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）本当にこれは大変な状況でございますけれども、ブロック会議での協議も令和4年3月にバス転換を決めた以降何も決まっていない。むしろ振り出しに戻った感じがします。特に昨年5月のブロック会議では、バス転換が決まってからもう1年以上も経過しているのに、座長の北海道から「バス運行により生じる欠損は自治体が補填することを協議していただきたい」と、何を仰っているのか。「今さら」という気がします。ですから、町長の答弁も非常に難しいと思いますけれども、整備新幹線はもう言わば国策です。そのために沿線自治体は、札幌延伸の条件として苦渋の思いで経営分離を容認し、そして地域住民は残してほしい思いを引きずって、バス転換を容認せざるを得なかったんです。北海道はこのことをしっかり再度認識してほしいと思います。そもそもバスドライバー不足は2019年の働き方改革関連法が改正された当時からわかっていたはずです。私が北海道に申し上げたいのは、今さらバスドライバーが不足しているとか、そのようなことは地域住民からすると全く関係のない話です。要はバス転換でいくと決めたからには、路線バスを基本に地域住民が納得する交通体系を責任を持ってしっかり取り組んでいただくこと、そのことです。デマンド交通で足りない分の穴埋めを自治体に求めないでください。既に町はデマンドバスを運行して努力はしています。これ以上自治体に負担をかけないでいただきたい。そして町長にはそのことをしっかりブロック会議で伝えていただきたい、そのように思います。町長いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）私自身も佐藤議員の今の思いと全く同感でありまして、これまでも協議会（ブロック会議）の中でもですね、その旨の説明を私自身から申し述べてきたという経緯もあります。私自身が早い段階でバス転換の意思表示を示した理由としてですね、やはり新幹線の開業までの期間の中でバス転換を実施する上で協議する時間を十分に取れると、そのように考えたことや抱えている課題をですね、先ほど仰ったバスドライバーの不足も今に始まったことではなく、もう前から人口減少でそういった業界ではそういったドライバー不足、人手不足がわかっている中で、そういった課題解決に向けて時間を費やすことができるというそういう思いからですね、実際のところバス事業者の協議もですね、今足踏みしている状況ではありますけれども、前向きな協議が進んでこなかったのが実態であります。ただ現状として新幹線の開業もですね、報道では遅れているという部分もありまして、再度、未来志向的なですね、そういった協議の場になるよう北海道にも調整役として骨を折っていただき、各沿線自治体、バス事業者はもちろんのこと、関連する自治体や各企業もですね、今後バスを中心とした新たな交通ネットワークの構築に向けてしっかりと取組を進めてまいりたい、そのように強い思いであります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）町長の思いも聞きましたので、ぜひブロック会議で我々の考えていることをしっかり伝えていただきたいと思います。

そこで次の質問ですが、町長の使命は今仰ったように、今後町民が納得する持続可能な交通体系を構築することです。そこで、町長は来年5月12日で3期目の任期満了となります。そこで4期目に向けて立候補されるお考えがあるのか、町長の意思を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）並行在来線の関係につきまして、私もこれまで長く協議の場に携わってきた者の 1 人として、本町の未来に向けた公共交通の在り方を見い出すべく道筋を作り、公共交通に関連する地域住民の暮らしをですね、持続可能なものにしていくためにも引き続き可能性を探りたいという思いは変わらず、また町民の生活全般におきましてこれまで訴えてまいりました「仁木愛あふれるまちづくり」の実現に向けて更に全力を尽くしてまいりたいということも踏まえまして、再度来期に向けて挑戦させていただきたい旨をですね、先般後援会の皆さまにもお伝えさせていただいたところでございまして、今後も町が抱える様々な課題に対して、町民の皆さまと共に解決策を見い出せるよう、より一層邁進してまいりたい。そのために 4 期目に向けて決意を新たにしているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）只今町長から 4 期目の出馬意思を確認しましたので、次の質問になりますが、余市町では、今後の協議いかんではバス転換合意は迅速かつ大量輸送の確保が前提で、それが崩れる場合には合意を撤回すると、そういう考えを示しています。本町としても、バス転換に同意した条件が確保されない場合、町長はどのような判断をされるのか。そして余市町が示すバス転換の同意を撤回するということは鉄道しかない、そのような考えのようですが、今後仮にですが、余市・小樽間の鉄道の再検討を求める可能性があったとして、町長はどのような判断をされるのか。鉄道存続を支持するのか、仁木まで存続を訴えるのか。この 2 点について町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）現状におきまして、輸送力の維持や利便性の確保などに対してですね、詳細な協議がまだ行われておりません。このような状況の中で条件が担保をされていないと議論できないと考えておりまして、今後開催予定であります区間別検討会（ブロック会議）の中でですね、町民の皆さまが不便等を感じないバス運行となるよう努力をしてみたいというふうに思っているところでございます。

また、後段の質問にございました「余市町が鉄道しかない」という考えを示した際にですね、鉄道存続を支持して仁木駅まで存続を仁木町として訴えていくのかどうかという質問に対してのお答えですけれども、現段階においてどのような形で再検討される考えなのかかわからないところでありますので、まだ何とも言えませんけれども、仮に、余市・小樽間が鉄道存続することによって本町が負担を強いられる場合、残りの区間のバス転換の費用も負担することになることが想定されますので、その場合は二重の負担が発生する可能性があります。様々な議論が行われることに対して否定はすることはございませんし、議論していく余地はあるというふうに考えておりますけれども、1 番大事なのは、将来に対して大きな負担が残るような判断を下す考えは私自身は考えてございません。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）仁木駅は、毎日 100 人以上が利用しています。また観光の観点からも鉄道は重要な交通手段です。町民感情として、余市まで鉄道が残るのであれば、距離的に考えても仁木まで存続を求めるのはもっともな意見であると考えます。私も仁木町民の 1 人です。鉄道は残してほしいです。町長も町民の 1 人です。改めて仁木駅までの延伸の考え方について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）私自身も、最初、協議の最初の段階ではですね、何とかそういう思いがあって「残せないものなのか」ということでですね、いろいろ試行錯誤した経緯がございます。ただ並行在来線を残すか残さないかという議論の中でですね、残せない理由として、これはどこの自治体も同じ悩みを抱えてい

ると思いますけれども、いろんな様々な理由があって、残すには巨額な初期投資やそういった多額の運行経費が見込まれることや、国の支援制度が全くないという様々なそういった負の要因がある中でですね、果たして自治体がそれを残すかどうかという部分は可能性として非常に薄く、私自身も町民の 1 人として、今までであったものをなくすということは非常に必要な思いはしておりますけれども、将来の町を考えたときに、鉄路を残し、バスをまた残し続けることによって、先ほど申し上げましたけれども、二重の負担になった場合に、町にとってどれだけの支障が出てくるのかというふうに想像した場合、やはり二者択一のどちらかを選ばなければいけない。そういった部分は致し方ないという思いで、今回バス転換という方向を示した次第でございます。

ただ、佐藤議員仰るとおり、私自身、そして町民の皆さんもできれば鉄路を残してもらいたい、そういう思いは当然のようにあると思いますし、ただ「今後残すにしたらどうしたらいいのか」という議論がですね、なかなかできないままで、今、このままきってしまったというのも事実でありまして、そういったことも含めてですね、来るべき時期にはですね、今ある駅舎とかそういった鉄道に関わるものをですね、町としてどう有効活用できるのかという前向きのなそういった議論も含めてですね、これからいろいろ取組を進めてまいりたい、そのような思いでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）確かに町長が仰るように、前にいただいた資料を見ますと、仮に、小樽・余市間、これを残したとして、初期投資にやはり45億円強、そして毎年約 5 億円の赤字ということで試算されています。そして30年間の累計では258億円と非常に大きい額が試算で赤字ということで示されています。これを考えると町長の仰るように、非常に負担が重くのしかかると、将来的に。それは理解しますが取りあえずこの質問については、何も決まっていない状況なので、あえて質問させていただきましたけれども、現状町長のご答弁では鉄路存続の選択肢はないと受けざるを得ないのかなと。この件については、今後とも状況に応じて再度質問させていただきたいと思います。

もう 1 点、これが最後になりますけれども、もう 1 点。鉄道存続の可能性としてしつこいようですが伺いますけれども、並行在来線の函館・長万部間、これはこの貨物鉄道は昨年維持していく方向で確認されています。山線は平成12年の有珠山噴火の影響で貨物列車が迂回路として活用した経緯があり、今なお存続を求める声があることは事実です。また先般発生した脱線事故など突発的な事故の際、緊急避難的に活用できるということもメリットの一つでございます。昨年、社会資本整備総合交付金も改正されて、鉄道関連事業メニューが新たに加わったことで、今後、当該交付金や貨物調整金などを活用して山線を存続させる可能性はあるのか、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和 3 年に開催されました第11回ブロック会議の中でですね、災害時の代替ルートとしての考え方が議論されておりますけれども、いわゆる山線ではですね、現在の機関車が運行できない区間が複数箇所ありまして、課題が多いと認識されていること、及び貨物調整金についてはですね、新幹線の工事許認可前にですね、J R 貨物から山線の事業認可申請がされていなかった、そういったことによりまして事業に該当しないと整理されていること、並びに、先ほど仰ってありました社会資本整備総合交付金につきましては、一部の設備に対して充当できると考えられておりますけれども、これはですね、運行経費にはなかなか活用できず、近年、町が申請しておる、同交付金自体の事業配分額もですね、半分近く減額されていることから、同様の状況が想定されるというふうに受け止めております。以上のことから、

山線を存続させることはなかなか難しいというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今町長のご説明にあったように、私も第11回ブロック会議で、国交省あるいはJR北海道も交えてのブロック会議の中で、各首長が事前に質問書を出しておいてこの問題も提起しています。ですから、町長の仰った部分で止むを得ないのかなというふうに私も思っています。町長はご覧になったかどうか分かりませんが、先頃の新聞で有珠山にかかる報道がされていました。今日の話題ということで、今年12月14日の新聞ですが、その中で、有珠山は20世紀に4回、概ね20年から30年間隔で噴火を繰り返してきたということなんです。それで来年は前回噴火から25年を経過したと。それで地元では、次の噴火がいつあってもおかしくないというようなお話が出ているそうです。このような状況を考えて、いつこの有珠山が噴火をするものかわからない。そういうことが懸念されるので、今回また新たに町長の方にわかっていながら質問したんですが、やはり難しいということなので、今後、これも状況に応じて町長の方もブロック会議の方に適宜、発言なりで伝えてほしいと思うんですが、いずれにしても地域公共交通の衰退は地域の衰退を招きます。確かに招きます。町を守るためにも地域住民が納得いく交通体系を構築していただくことを最後をお願いして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前11時05分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第7・一般質問を続けます。『高齢者へ思いやりのある対応を』以上1件について、野崎議員の発言を許します。5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）それでは先に通告いたしました、高齢者へ思いやりのある対応を。

本町では、令和6年度からの3か年計画として、第9期仁木町高齢者福祉計画が策定されました。本町における65歳以上の高齢者人口は、令和5年9月30日時点で1259人と総人口の39.22%を占めており、高齢化率は北海道や全国平均を上回っています。また、令和5年3月31日時点では、高齢者の単身世帯は374世帯となっており、見守りなどの対応強化が必要であると考えます。今年は、高齢者単身世帯の住宅で蜂の巣駆除に苦慮したり、自宅で一人で亡くなっているなどの事例もあり、安心して暮らし続けるための高齢者福祉施策の充実を図る必要があると感じました。高齢者に対して、生活・環境などの相談や思いやりのある対応が今以上に必要ではないでしょうか。そこで、以下の点についてお伺いします。1. 軽度生活支援事業の登録者がいない理由をどう捉えているのか。2. 日常生活における相談窓口の設置は考えないのか。3. 緊急通報サービス事業の利用条件と取組内容は。4. 町内のタクシー事業者は利用者にポイントを付与しているが、町として外出支援のために高齢者に対してポイントを上乘せする考えは。ということで質問したいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）野崎議員からの、高齢者へ思いやりのある対応を、の質問にお答えします。

高齢者が住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送れることは、高齢者福祉の原点であり、本町では、「いつまでも住み続けたい町の実現につながるものである」という認識の下、高齢者福祉施策を展開しているところであります。

1 点目の「軽度生活支援事業の登録者がいない理由をどう捉えているのか」についてであります。「軽度生活支援事業」は、「仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例（平成12年仁木町条例第21号）」にて「自立した生活の継続と要支援状態及び要介護状態になることを予防するため、日常生活で必要なサービスを行う事業」と規定しております。また、その事業対象者は、「介護保険要介護認定申請において、自立と認定された単身世帯の高齢者及びこれに準ずると認められた者」としており、自立した生活の継続と要支援・要介護状態となることを予防するために、身体介護や生活支援を中心とした支援を行うこととしております。本町では、介護保険制度が創設された平成12年から令和 6 年11月末までの間に、介護保険要介護申請において自立と認定された方は64名となっており、このうち、現在まで本事業を利用した方の実績はございません。また、直近 5 年のうち、自立と認定された方の介護申請理由を調べたところ、「いつか介護サービスが必要となった時のお守りとして」や「家族に勧められたため」という理由から、ご本人が事業の利用を希望されていない状況も考えられること、また、本事業に馴染まない方については、個々の状態に合わせて対応していることから、本事業の利用に至らなかったものと考えております。

2 点目の「日常生活における相談窓口の設置は考えないのか」について申し上げます。日常生活における高齢者の相談窓口につきましては、福祉課を始め、町の各課においても日々の業務で相談を受け、解決に必要な提案をさせていただくほか、各課で対応が困難な場合は関連部署との連携や社会資源等に関する情報提供を行っております。また、介護保険法第115条の46の規定に基づき、市町村が設置主体となり高齢者の生活に関する総合相談の窓口となる地域包括支援センターを設置しております。そのほか、福祉に関する相談窓口としては、社会福祉協議会などもあることから、既存の相談体制の充実に努めることとし、新たな相談窓口を設置する考えはございません。

3 点目の「緊急通報サービス事業の利用条件と取組内容は」について申し上げます。緊急通報サービス事業につきましては、「仁木町緊急通報サービス事業実施要綱（平成12年仁木町告示第14号）」にて、「在宅のひとり暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与することで急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な救急体制を構築し、速やかに利用者の安否確認等の援護を行う事業」と規定しております。事業対象者は、実施要綱第 4 条において「おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯で、身体が病弱のため緊急時に機敏に行動することが困難な者」、「ひとり暮らしの重度身体障がい者」、「ひとり暮らしで突発的に生命の危険な症状が発生する持病を有する者」及び「前各号の定められる者と同等と認められる者で、援護が必要と町長が認めた者」と定められております。取組内容といたしましては、事業対象者の居間や寝室、玄関等に人感センサーを設置し、起床や就寝、外出などの行動を見守り、異常と判断されると緊急通報される仕組みとなっております。また、緊急通報用電話機とペンダント式緊急発信機も設置し、緊急と判断された場合、事前に登録していただいている 3 名の協力員の方に順に連絡が行き、連絡がついた協力員の方に自宅に出向いてもらい、委託先のオペレーターの指示の下、緊急時の対応をしていただくこととなっております。さらに、定期的にオペレーターからも事業対象者宅に電話連絡をし、安否確認に併せて健康状態の確認や電話機使用方法の確認なども行っております。

4 点目の「町内のタクシー事業者は利用者にポイントを付与しているが、町として外出支援のために高齢者に対してポイントを上乗せする考えは」についてであります。現在、高齢者の外出支援サービスにつきましては、町独自の事業として「仁木町地域生活支援事業及び生活支援事業条例」に基づき、一般交通機関等の利用が困難な高齢者に対し、月 2 回片道290円で自宅から余市町内までの医療機関や福祉サービス施設、日常生活に必要な買い物の送迎を行っております。また、町独自の外出支援サービスだけでは賄

いきれない高齢者につきましては、社会福祉協議会内にあるボランティアによる移動支援を活用して対応している状況にあることから、現在、町内のタクシー事業者を活用した高齢者に対する外出支援を行う考えはございません。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5 番（野崎明廣）それでは、順次再質問をいたします。

軽度生活支援事業対象者は「介護保険要介護認定申請において自立と認定された単身世帯の高齢者及びこれに準ずると認められた方」であり、自立した生活の継続と要支援・要介護状態を予防するために、身体介護や生活支援を中心とした支援を行うとのことで、直近5年間ににおいても希望される方がおられないということですが、本事業になじまない方に対して個々の状態に合わせた対応として、どのような対応をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えさせていただきます。

こちらのご質問にお答えさせていただくに当たりまして、介護保険制度の内容も少し交えながらお話しさせていただきます。

こちらの町独自のこの事業の制度設計に至った背景につきましては、平成12年4月より始まった介護保険制度というものがございます。介護保険制度につきましては既にご承知のとおり、介護を受けられなければ生活することができなくなった高齢者の方々の入浴ですとか、排せつ・食事などの介助、リハビリ訓練ですとか医療や福祉のサービスを提供する制度でございます。こちらの制度が始まる前までは介護というものはご家族皆さまで担ってきたというところが大方だったと思うんですけれども、家族で担ってきた介護の負担を軽減する仕組みとして、国民皆さまの共同理念に基づいて創設されたものでございます。この介護保険制度が始まった当初は、介護認定を受けた方、つまり介護度がついた方と自立となった方、介護度がついた方とそれ以外の方という区分しかなくて、現行今あるような要支援という区分はございませんでした。そのため要介護認定の結果、自立となった高齢者の方のうち、介護保険制度のサービスとかに乗れなかった高齢者の方がやはりいらっしゃるということもあったので、在宅生活を支える仕組みとして介護保険の制度の補完として、町独自にこの事業を含む条例を制定したものだと考えます。実際、この事業を利用されなかった方々につきましては、先に述べさせていただいたように、ご本人からこの町の事業を使わなくても自分の力で解決して生活できるということで、お断りされている方ですとか、あとはそもそもこの制度利用に至らなかったという方が、先ほど仰ったような64名の方のうちの断られた方というふうになってございました。ただその一方で、介護保険の介護認定の結果をお伝えする際に、ご本人様ですとかご家族様の方に結果をお話しさせていただく中で、食事の支度とかに少し支援があれば在宅生活が維持できるんですという方ですとか、お風呂に入る際にちょっと動作に少し支援をしていただいたりとか、閉じこもりになりたくないの少し活動ができる場があればいいなという方につきましては、この事業が書かれております条例・規則に基づいた対象となる方につきましては、配食サービスですとか、町内のデイサービスに通えるいきがい活動支援事業という事業の提案をさせていただいて対応させていただいたという経過がございます。その他ですね、要介護認定の申請の有無によらない民間のサービス等についての情報提供もさせていただいたりとかして、状況に応じて対応させていただいたということでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5 番（野崎明廣）ありがとうございます。細やかに説明をいただきました。

この本事業に加えて、この生活管理指導事業も実績を見る限りでは同じ状況にあると推測されますが、これらの事業として利用されない状況であれば、条例の見直しについても考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）この事業につきましても、先ほどのような質問の冒頭にありましたように第 9 期仁木町高齢者福祉計画の中では、事業実績として全くないという状況にありました。こちらにつきましては、介護保険制度が 2000 年から始まっておりますので、約 24 年経とうとしております。本来であれば、この町の独自のサービス内容等につきまして、この条例としてですとか、規則に基づく内容でしたので、野崎議員仰せのとおり、介護保険法の改正の度に事業の妥当性というものについては検証していく必要があったかなと思います。現在、第 9 期の仁木町高齢者福祉計画には、この事業はまた掲載しているところでございますが、今後は町としても高齢者の皆さまがいかに要介護状態になることを予防しながら生活していくことができるのかということを常に念頭に置きながら、介護保険の制度に基づく今やっている介護保険制度以外のサービスを町独自として今後も展開していくために、これをずっと続けるかどうかということも考えていかなければいけないことでもありますので、今後の社会情勢等に合わせながら、果たしてこの町独自のサービスが必要かどうかということの在り方を検討して、今後条例の見直しとかも含めて行っていったらと原課としては思っております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5 番（野崎明廣）ありがとうございます。

町独自のサービスの在り方、また更に条例として現状に合った見直しも今後検討をしていただきたいなと思っております。

次に移りたいと思いますが、今年度より直営の包括支援センターから外部委託となりましたが、従来どおり総合相談の窓口としてすべて網羅されておられるものなのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えさせていただきます。

本町では、今年の 6 月から地域包括支援センターの方を直営から外部委託させていただきました。委託の際にですね、地域包括支援センターの機能をより充実させるということもございまして、医療や看護・介護に関わる相談というところでは、保健師又は経験のある看護師、町内のケアマネジャーさんに指導とかをする役割、又は地域の課題とかに対応するというところで、主任ケアマネジャーの方、それから最後にいろんな理由で生活が困難になってきた方がやはりいらっしゃると思うんですけれども、そういった高齢者の相談を受けてサポートする社会福祉士といった 3 職種すべてを配置させていただきました。その 3 職種の方に今現在相談とかに対応していただいている状況にございます。6 月に委託に出す前までの直営でやっていたときは保健師のみというところで、医療・看護というところに強い職種が配置されていたんですけれども、3 職種配置していただいたことによって多角的な判断、いろんな角度から高齢者の皆さまの生活に関する困り事に対応していただいている状況に今ございます。ただそこでだけで完結しないことにつきましては従前と同じように、町のいろんな課ですとか、町内・町外問わずケアマネさんですとか、医療の専門の方ですとか、そういう専門の部署とか、あと地域の方とかにつないで対応している状況というところで行ってございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）ありがとうございます。

地域包括支援センターとして3職種すべてが網羅されているということで、非常にご相談される高齢者にとっては安心できるのかな。今日朝、社協の後に包括センターが今日なのか、昨日なのか移動されたということで、非常に高齢者は安心されると思います。今後とも、この3職種でいろいろな対応をいただければという感じがしています。

次ですけれども、緊急通報サービス事業ですが、事前に3名の協力員を登録しているとのことですが、この協力員は町が依頼されるのか。また緊急時施設された住宅への対応はどのようにされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えさせていただきます。

この緊急通報サービス事業で協力していただける3名の協力員の登録の仕方なんですけれども、こちらにつきましては、町の方で依頼するというわけではなくて利用される方が3名の協力員を指定していただくという仕組みになってございます。また、ご質問にあった緊急時にご自宅のドアに鍵がかかっている場合のそういった対応をどうされているのかということなんですけれども、緊急通報でご自宅で何か緊急なことが起こっているなということが判断された場合には、安否確認ですとか、その方を援助するという目的として対応をする場合には、利用を申請する際に、緊急時にドアを壊して入るということについては、壊したものについては異議を申し立てませんという申込みの際に誓約書を書いていただきます。そのため、いざというときには、そのオペレーターのもとにドアを壊していただいて入って必要に応じて、協力員の方なので専門の知識を持っている方ばかりではないので、そこから救急車を呼んでいただくですとか、必要なところに連絡していただくということで対応させていただいております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）緊急通報サービス事業が事業対象者の条件を見るということで、このサービスを使うような高齢者が増えないことが1番好ましいのかなと思いますが、町独自で実施しているこのハートコール事業と連携が取れないものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）今ご質問のあった緊急通報のサービス事業というものと、町の方でやっているハートコール事業というところの連携なんですけれども、緊急通報のサービス事業につきましては、平日のみならず、土・日・祝日、24時間の体制というところで、その方が急病になったりとか、あと災害があったときなんかにもすぐに救急体制が取れる仕組みということになっていて、片やハートコールというものは、平日の日中の時間帯にうちの担当課の方から登録されている方に定期的に電話をして、健康状態の確認ですとか、いろいろ困っていることがないかということでやっている事業になっておりまして、もしその日中のハートコールサービス事業のときに何か体調が悪いとか、ちょっと不具合が起きていますということの相談を受けた際にはケアマネさんがついてる利用者さんにつきましては、ケアマネに連絡をすぐさせていただいたり、それよりもっと緊急のある場合は救急車の対応をしたりとか、いろんなところにつないで対応しています。ただこの事業は両方使っていらっしゃる方もいて、日中ハートコールを使って、夜緊急通報サービスを使っている方もいらっしゃいます。それぞれの事業については事業間での連携は実はしていないんですけれども、ただ極力切れ目がないように支援しなければいけないということで、町

がきちんとハブになって管理して両方見ているということで、連携はしていないんですけれども連動しているという形で対応しています。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5 番（野崎明廣）ありがとうございます。

この今のところハートコールと緊急通報というのは体制がちょっと違うということです。

先ほど質問の中に一例を挙げさせてもらいました、高齢者単身世帯の住宅に蜂の巣ができ、予期せぬ事態が起きてしまう。町への相談もされておりますが、防護服、駆除業者等の説明対応はされたようですが、自力で防護服を借りに行くことや、年金生活者で業者に高額な料金を支払って依頼するにしても大きな負担となることが考えられます。このような対応として、共助の体制と今一步の思いやりの対応が必要と感じますが、町長は先ほど4期目を目指すとのことですので、共助の取組をどのように捉えるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、野崎議員からの質問の中で、共助の体制と今一步の思いやりのある対応を必要と感じ、私自身はどう考えるのかというご質問であったかと思いますが、私自身も1期目当初から、そういった部分は注視しており、各地域においてもそういった主張はですね、これまでも繰り返ししてきた経緯がございます。また町内会会長会議、連絡協議会とかでもですね、やはりお互い助け合うことが必要であると、相互扶助の精神を持ってですね、これから地域を守っていかなければならないということは説明したこともございました。健康で豊かな生活をですね、その地域で送るためにはですね、私たちは常日頃から自分でできることは自分で行うといった自助、自助だけでは到底解決できないことはですね、近隣の方が共に支えて生活していく共助、また自助・共助だけでは解決し切れない地域課題に対しては行政が行う公助、この三つをですね、それぞれの役割を持って地域の実情に応じて組合せながらですね、地域福祉の推進を図っていかねばならないというふうに私自身も今認識しているところでございます。町といたしましても高齢者の方々が安心して地域で生活していくための対策等は相談された方々の声を受け止めながら必要に応じ公的サービスとして講じていく必要があるものというふうにも考えている次第でございます。併せて共助の精神の根底にある「お互い様」という互いを思いやる、心の醸成に対する取組は日々地域の中でも積極的に意識していただくことが重要であるというふうに考えております。町といたしましても、今後も地域それぞれで互いを配慮できるような地域になっていただければ、そのように考えている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5 番（野崎明廣）町長、いろいろ配慮を考えていきたいということですので、本当に町に住み、安心して暮らし続けるための高齢者福祉の充実として、1人の相談者であっても対応できる取組があればという思いがします。そういう対応が町としてあれば、すごく安心できるのかなという感じがしております。

次に移りますけれども、現在、町内のタクシー事業者が実施しているタクシーを利用された方が、その乗車料金に対しタクシー事業者が作成しているポイントカードにスタンプを押してもらい、スタンプがたまると乗車料金割引券として使えるサービスを行っていますが、介護度がつかない自立されている高齢者の方でも町独自の事業として、月に2回の送迎の可能な方と該当にならない方がおられる。この方に対する支援があっても良いのではないかなという感じがしますけれども、その辺の対応としてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えさせていただきます。

高齢者の方々は年々やはり年を重ねていって、いろんなことに不便さを感じられていっています。例えば外出一つにしても、今のご質問にあったように大変になってくる方は確かにいらっしゃると思います。介護度がつかない高齢者の方、高齢者の区分でいくと65歳以上の方になるんですけれども、本当であれば全員の方に全部隅々行き渡ったサービスができれば、確かに理想的なのかということはありません。ただ、今現状としましては、要介護そして介護度がつかない高齢者の方で自立となった方につきましては、今まで同様、自立であっても、今までの要介護度がなくていろいろ苦労してきた、移動が大変だという方につきましては、町で相談を受けさせていただいて必要に応じて介護度がつかない方でも、今実際やらせていただいている外出支援サービスという制度に載せていただくことは引き続き行っていきたいなと思っています。あとはいろんなサービスの上乗せとかという話も、今お伺いしているんですけれども、原課としては、まずは皆さんに自立して生活していただきたいというところがございます。なのでまずは先ほど町長も答弁されていたんですけれども、自立という概念が根底にあると思いますので、いかにまず自分の力で自立した生活をしていただけるのかというところをやさせていただいて、そこから先に地域でカバーできるか、そこができなかったら町の事業としてカバーするというようなふうに対応して、皆さんで支え合って生活していきたいなというところで、今はそれしかちょっとお答えできないんですけれども、対応させていただきたいと考えています。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5 番（野崎明廣）非常に説明的にいろいろ詳しく教えていただきました。

今後、仁木町においても非常に高齢者が増えていく、また健康年齢としても非常に年齢層が上がってきているのかなという感じがしております。

今後、町としても、こういう介護だけではなく、こういう健康年齢を上げていく方向性というものを充実していただければという、この中でもいかに自分の力で自立した生活を続けられるのかという、先ほどもお話がありましたけれども、本当に自分で生活できる体制というのが町である程度、取組、またちょっとした取組の中にも配慮があればなという感じがしておりますので、今後ともその対応に対してもまたいろいろ調べていただきながら調査して、高齢者に対して取組をいただければと感じています。以上で私の質問は、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 39 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8 名です。

日程第 7・一般質問を続けます。『M a a S の取組の現状は』以上 1 件について、前田議員の発言を許します。1 番・前田議員。

○1 番（前田春奈）私からは、M a a S の取組の現状について質問させていただきたいと思います。

現在、日本では人口減少に伴い、高齢者が多い地域における交通の利便性の低下や過疎化による公共交通機関の縮小が問題になっています。政府においては、平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された「未来投資戦略 2018」の成長戦略の一つとして M a a S を推進することとし、社会実装が本格的に動き出しました。こ

れを受け、令和元年から様々な自治体や事業者で実証実験が行われています。

本町でも、企業のノウハウや知見を活かしながら、観光分野や地域交通全般に関わる課題解決に向けて、持続可能な交通体系の確立に取り組み、地域独自の魅力や価値の向上につなげるため、本年度より総務省の地域活性化起業人（企業人材派遣制度）を活用し、パナソニック I T S 株式会社の社員を受け入れ、M a a S を推進していくために調査・研究を重ねていると考えます。そこで、これらのことを踏まえ、以下の点について伺います。1. 地域活性化起業人を受け入れて約8か月が経過するが、M a a S を実現する上で報告されている町の課題は。2. 報告されている町の課題について、解決方法の提示はあるのか。3. 令和6年度各会計予算特別委員会にて、本町を観光M a a S のモデルにした事業を展開したいとの答弁があったが、その事業を通して本町が実現したいことは何か。以上です。ご回答をお願いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）前田議員からの、M a a S の取組の現状は、の質問にお答えいたします。

1点目の「地域活性化起業人を受け入れて約8か月が経過するが、M a a S を実現する上で報告されている町の課題は」についてであります。M a a S は、A I 等により複数の交通手段を最適に組み合わせ、検索、予約及び決済などを一括で行うサービスのほか、自動車を活用し利用者の少ない地域の公共交通の維持改善や自動車を運転できない方へのサービス提供、地域の活力維持など広く捉えられている地方型 M a a S もございます。これらを踏まえて様々な分野に関する M a a S 実現に対する主な課題につきましては、世代による情報格差と、M a a S を実施する際の大きな課題と考えられている安定した利用者の確保や運行コストの削減、事業者間の調整や多様な収入源の確保などの持続可能性に懸念があると報告されています。

2点目の「報告されている町の課題について、解決方法の提示はあるのか」について申し上げます。世代による情報格差につきましては、町民がデジタルに触れる機会を創出することで格差が解消できるのではないかと提案を受けており、町で開設しているコミュニケーションアプリのLINE（ライン）の積極的な活用や、簡易な申請などをスマートフォンから申し込みできないか等を検討しております。持続可能性の確保につきましては、本町では人口や交通事業者が少ないことなどが問題となることから、即効性のある有効な解決方法は提案されておきませんが、地方型 M a a S に関することにつきましては地域活性化起業人からは様々な提案を受けており、本年度はさくらんぼフェスティバルなどのイベントで駐車場空き状況管理システムを実証実験いたしました。次年度に向けてはパナソニック I T S 社が他の自治体で実装検討しているごみ収集システム「収集しマース」の実証実験を検討しているほか、室蘭市で実証実験された高齢者の地域公共交通を改善するシステム「いってきマース」なども紹介を受けているところでありますことから、今後住民の利便性が高まる可能性がある地方型 M a a S について、費用対効果を考慮しながら検討していきたいと考えております。

3点目の「本町を観光M a a S のモデルにして実現したいことは何か」につきましては、他地域に訪れている外国人を含めた観光客に対して、本町へ訪問していただける仕組みがM a a S によって構築できないかと考えており、地域活性化起業人を派遣いただいているパナソニック I T S 社も同様に様々な交通機関を組み合わせ、人の流れを構築していく構想を持っていると伺っております。例えば、小樽市など観光地へ来た方に対して果物狩りやワインなど本町で提供できるコンテンツを提示して、選択された内容により交通手段から施設までを提案し、予約と費用決済を一括で行えるようなサービス提供が考えられます。観光地の候補としては、近隣市町村を始め、パナソニック I T S 社が地域活性化起業人を派遣している若

しくは良好な関係となっている道内の自治体とも連携したいと考えており、相手側の事情もごさいますが、現在の地域活性化起業人を派遣されている期間内において構想を具現化したいと考えております。以上でございします。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）では私から再質問させていただきたいと思います。

今、報告されている町の課題について解決方法として、一つ、町民がデジタルに触れる機会を創出することで格差が解消できるのではないかとということで、LINEの活用についてご答弁いただいたんですけども、これについてもう少しお聞きしたいと思います。こちらのLINEの積極的な活用というのは、具体的にどのような活用を想定されているか教えてください。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）LINEの活用でございしますけれども、今のところ考えているところということでご了解いただきたいんですが、まずLINE上にメニュー画面を表示させるというのが1点ございします。それとですね、相手・受取側に対してですね、意図せず情報をお知らせするプッシュ通知、こちらも充実したいと。今現在も防災無線が流れた際にプッシュ通知が出ていると思うんですけども、あれをもう少し任意的に町の方からのお知らせ・情報ということで出したいというような機能も考えているところです。あとは、先ほど答弁にもありましたとおり、簡単な申込み、今ちょっと考えているのはですね、検診・健康診断ですね、その辺の申込みもですね、LINE上からできないかなというふうに考えております。これらは登録者数が増えないとですね、やはり活用にならないというふうに考えておりますので、関係部署とですね、協議しながらですね、今のところこのような機能を考えておまして、今後もですね、いろいろな形でまた拡張していきたいというふうには考えているところです。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）メニュー表示だったりとか、プッシュ通知を増やしたりとか、いろいろちょっと施策をしていきたいということだったんですけども、現在のLINEの利用率だったり利用者さんの年代だったりとかというのは、今把握されていますでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）利用率、人数でございしますけれども、現在200名程度というふうになっております。年代まではですね、ちょっと今調べられないということでご了解いただければと思います。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）だいたい町民の10%程度の今利用率があるということで、年代は今ちょっとわからないということだったんですけども、おそらくLINE登録をしている方というのは若い方が多いのかなと思いますので、おそらく高齢者の方がどうやって登録していくかというのが今後の課題になるかなとは思っておりますけれども、先ほど、これからやっていきたいLINEの活用ということで何点か仰っていただきました。私も実は仁木町のLINE登録をさせていただいてまして、仰っていただいたとおり例えば福祉課さんとか、住民環境課さんとかからののお知らせが今届いている状況になっています。ただ、いただく情報はあるんですけども、やはり利用者からのアクションというのがやはりほとんど今できない状態になっているので、確かに検診の申込みだったりとかできるようになればもっと充実するのかなというところはあると思うんですけども、今そのLINE活用でお隣の余市町はかなり充実しているかなというところも感じていて、私は余市町のLINEも登録しているんですけども、結構自分からのアクション、例えば住民票の申請だった

りとか、それこそ検診もそうですけれども、ごみの収集だったりとか、いろいろできることがすごくあって、とても便利だなというふうに思っていて、おそらくこれからLINEを活用されるために余市町もいろいろ調べられると思うんですけれども、現在何か余市町のLINEの活用状況だとか、余市町の利用率、例えばシステム運営をするのにどれぐらいコストがかかっているかとかというのは把握されている情報というのはあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）すいません。余市町の情報につきましてはですね、承知はしているんですけれども、ちょっと細かい情報というのは今押さえておりませんので、そこはご了解ください。

それとですね、次年度に向けての協議検討をしている最中で、細かいことはこれからになるんですけれども、次年度に向けての予算を今策定している段階で、予算ベースでですね、今提案している、まだこれから査定に向けて今積算している最中なんですけれども、仁木町で今、私が話したメニュー画面ですとか、あとプッシュ通知等を実現する際にはですね、大体150万円から200万円ぐらい。初年度ですね。そのあとランニングコストでだいたい年間60万円ぐらいというふうには伺っています。ただこれメニューが増えますと、まだ金額が増減するかなというふうなところで今のところ考えているところです。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）そうですね、結構余市町は色々と整っているんで、是非来年度以降の予算を作成する際にいろいろ参考にさせていただければと思います。

先ほど申し上げたんですけれども、おそらく今後の利用に関して、活用したとして、その利用者を増やすためにやはり高齢者の方も増やさなければいけないと思うんですけれども、高齢者の方もそれ以外の方ももちろん増やさなければいけないと思うんですけれども、更にたくさんLINEをダウンロードしてもらうためにどのような取組をしようと思っているのでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）まずですね、これ当然のことながら広報で周知するというのはまず第1前提かなというふうに考えております。それと、議員仰せのとおりですね、使ってもらわないと駄目だというふうには考えておりますので、簡単に使えるような仕組み、というか先ほど議員も仰られたごみの収集をですね、実は来年考えておまして、それを使うことによってですね、やはりそれで「LINEの方が楽だ」というふうにしていくというのがやはりこちらの方の目標とするところかなと。LINEの場合ですね、申込み等は24時間で受け付けられるということで、その辺の利便性も高齢者の方に理解していただきたいなというふうに考えているところとですね、教育委員会でも実施しております高齢者の集会等がありますので、そちらの方でもですね、案内したりというふうなことも考えておまして、今後ですね、希望があればそういうふうな研修会ですとか、そういうのも開催して行きたいというふうには考えているところです。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）そうですね。今後周知していくためにいろいろ方法があると思うんですけれども、広報だったりとか、町内会の集まりだったりとか色々そういうのを利用していただいて、できるだけ使っていただいて、やはりこれからいろいろ検証していくのにもデータが必要だと思いますので、そのために色々やっていただきたいと思うんですけれども、ちょっと広報というところで、ちょっとワードが出たので、ぜひですね、今余市町も実施されているんですが、今後、広報に関しても、ぜひLINEでの配信をできないかなと思ってまして、というのも、町内会の広報紙が今実際紙ベースで回っているという現状で、見て

いる人もいらっしゃると思うんですけれども、やはり見れない時期、お忙しい方だったりとか、若い方だったら見る機会が少ないという声が結構ありまして、やはりそういったものがデジタルで見られるとすごく良いのかなというところと、デジタルの方が増えればですね、おそらく発行する部数を押さえられたりとか、職員の方の業務の効率化だったりとか、コストの方もどんどん抑えていけると思いますので、今後人手不足と言われているところもありますし、職員の方が少なくなってくるという可能性もあるかと思っていますので、できるだけやはり今回その M a a S を活用するのであれば、もちろん使っていただく、M a a S を利用する利用者、地域の方々にメリットがあるものもそうですけれども、それを使う行政・町の方の業務、そういうのもぜひ軽減していけるように両方の視点で見ていただきたいと思います。

次の質問なんですけれども、本年度さくらんぼフェスティバルなどのイベントで駐車場空き状況管理システムの実証実験をされたということなんです、これ具体的にどのような実証実験だったのか教えてください。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）こちらにつきましてはですね、駐車場に入庫したというふうなのをですね、台数で管理していたと。出庫したら当然、出し入れの管理をしていました。それは今回、人間の目で見て、タブレットを使ってですね、差し引き、入庫の出し入れをしていたと。それを複数人、今回イベントの駐車場は 3 か所ございましたので、3 か所にいる担当者が同じような画面で見られると。ですから仮にフルーツパークでイベントがありました。フルーツパークの駐車場が満タンになりました。第 2 駐車場、旧野球場ですとか役場前の駐車場、そこが空いていますよというふうな案内をさせるためのですね、仕組みを取ったと、逆もしかりなんですけれども。そういうふうな仕組みを今回取ったという状況でございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1 番（前田春奈）その実証実験を今回行った結果ですね、例えば今までそれをやってこなかったのと比べて、今回行ったことで何がわかったのか、何を把握されたかとか、新たにどんな課題が出たとかというのはありますでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）わかったのはですね、台数がだいたいどのぐらい来たというのは、把握できています。あと、課題につきましては、一つの駐車場、具体的に言うとフルーツパークの駐車場にですね、あまりにもちょっと固まってしまって、なかなか他の駐車場に案内できなかったと、それを見ても。ということがちょっと課題として挙げられました。以上です。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1 番（前田春奈）今回いろいろ課題が出たと思うんですけれども、ちょっと先ほど仰っていただいたように、人間の目で見ていたというののもあって、いろいろ限界なところもあったのかなというところもあったんですけれども、今回その実証実験をやってみて把握したところや課題感が出たと思うんですけれども、管理システムを例えば導入するということになると利用者にとってどのようなメリットがありますでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）これにつきましてはですね、次年度以降イベントがある際にですね、改修してこうというふうに考えているんですけれども、今のところ考えているところは、今はスタッフにしか見えてないという状況でございます。このシステムですね。もうそれをあらかじめ来場者の方に見ていた

だきたいということで、例えばパンフレットですとか、デジタルパンフレットも含めなんですけども、そこに QR コードを載せて、このシステム・アプリになると思うんですけども、あとは仁木町の LINE の上に載せてもいいんですけども、LINE をやるという方向でちょっと行った場合なんですけども、そういうふうなところにですね、今のこのサービスを載せて、見ていただいて、できれば自ら第 1 駐車場が満車になっているから第 2 駐車場に行こうというふうなところを来場者自らが見て行っていただきたいなというのを目標にしています。以上です。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1 番（前田春奈）そうですね、今のお話だとスタッフの方のみが状況をわかるものになっていたのですが、今後来場者の方も事前にここが空いているとか、空いていないとかというふうにわかれば、もっとスムーズに渋滞もせずにいろいろできるかなと思いますので、ぜひ来年のイベントのときに検証できるようにご準備していただきたいと思います。

同じところでですね、また今後やっていきたい、検討していきたい項目として、室蘭市で実証実験された高齢者の地域公共交通を改善する「いってきマース」というのもちょっとやってみたいということだったんですけども、この室蘭市でやっていることはタクシーを利用して買物送迎だったりとか、学生が相乗りタクシーできたりとか、病院送迎、高速バスの連携とかいろいろあると思うんですけども、これはちょっと検討という段階ではあると思うんですけども、今の段階で大丈夫ですので、これをやってみたいということの実証実験に何が課題として考えられていて、どう解決するための実証実験をやってみようというふうに考えられていますでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）これはですね、9 月の定例会で別の議員もご質問されましたが、地域公共交通の空白地、俗に言うですね、今、ニキバスが走っていないところに対してですね、こういうことができないかなというふうに、まだ構想段階ですけども考えていたところでございます。

具体的に今のこの「いってきマース」なんですけども、室蘭市さんも実証実験が終わった後はですね、ちょっとこれは本格運用には至っていないというのが現状でして、やはり仁木町の場合はこれを行うとしたらタクシーになると思うんですけども、タクシー会社さんがちょっとやはり少ないというのがありますので、実証実験をやってみようという気持ちはあるんですけども、本格運用になかなかつなげられるのかなというのはちょっと今疑問で、まだ構想段階というふうな現状でございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1 番（前田春奈）では、もう一つ実証実験を検討されている「収集しマース」で、ごみ収集の件で先ほどもちょっとご答弁の中でも出ましたけれども、これについても仁木町で何を課題として、どう解決するための実証実験なのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）本件につきましてはですね、担当課ともだいたい協議していますので、担当課の方から回答させていただきます。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）ごみの方を担当しておりますが、今回の提案いただきました「収集しマース」、うちではですね、粗大ごみの関係を取り組んでみてはどうかということで検討しているところでございます。現状ですね、年 2 回初夏、それから秋ということで、1 か月程度の申込期間を設けて町内会を通じて

電話・FAXということで申込みを受けて、その申込みを受けたものを地図に落とし込んでですね、業者さんをお願いしているような状況でございます。これをですね、どこまで実現可能かはわかりませんが自動応答の電話によって24時間受け付けることができる。また受け付けたものがですね、自動でもって何かしらの地図アプリのようなものにプロットされて回収場所が示される。そのデータを業者さんに渡すことによって、もうルートから効率的な回収方法まで示していただけるような仕組みということでですね、提案を受けているところであります。本町の中でどこまで実現できるのか、また来年度どの段階まで進めるのかはわかりませんけれども、私ども1か月間の申込期間、職員がびっちりですね、電話を受けて、種類や大きさ、それからこういうごみはどうですかとかというのにかかりきりでですね、受け付けしている業務、また時間は8時半から開庁時間までですけれども、それが24時間可能になるとかですね、そういうのを町民の方に体験していただいたり、また効率良く業務ができるとすればですね、年2回だったものが、回数が増やせるとかですね、そういうところを少し検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）実験内容の詳細なご説明ありがとうございます。内容はわかりました。

おそらく課題に関しても、職員の方の業務軽減というところがあったと思うんですが、これは例えばですけども、現段階で地域の方から粗大ごみの収集について、何かこうやってほしいこととか、そういうのが出ているということ、例えば24時間受付してほしいとか、何かもっとデジタルになったら良いとかという、そういう何か地域の方からのお声は何かあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）現段階ではですね、24時間受付してほしいとかというところは、お声はいただいていませんけれども、やはり「このごみは出していいのかな」とかですね、「これとこれは1セットで出していいのかな」とか、「こういうごみはどうなんだ」ということの問い合わせが結構あります。そういう問い合わせをですね、集約、いろいろデータで解析することによって、もしかすると答えの方も、もう事前に用意できるかもしれない。傾向がわかればですね。そういうところも町民の方に還元していければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）この「収集しマース」に関しての実証実験は、LINEで受付して、LINEで活用するというイメージですかね。それとも別のシステムを使って何かやろうとしていることですか。というのも、今のお話ですと、事前に問い合わせの軽減だったりとか職員の方の業務軽減ですよね。そのためであれば、特に「収集しマース」も別のシステムを使うのであれば、特にシステムでなくてもLINEを活用してやればそんなに利用者側からはやっていることは余り変わらないかなというところもあるので、別のシステムを使うのか、それともLINEで受付するのか、ちょっとそこも今の段階で全然大丈夫なので教えていただきたいです。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）現段階の話ということで、ご了解いただきたいんですが、今のところはですね、「収集しマース」というのは別システムで起動させようというふうに考えているんですが、受付状況をLINEでというふうなことは考えています。ですから先ほどちょっとお話ししたLINEのメニューを今これから構築ということで、そこの中でですね、メニュー画面に載せて、そのシステムに飛ぶと、リンクさせるとい

うふうなことはですね、今のところ考えている状況でございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1 番（前田春奈）わかりました。

そうですね、できれば情報もなるべく一元化できるように取り組んでいただいた方が、今後実証実験する際、それがもし実証実験して実現する際にも、利用者側からとしてもわかりやすいし、職員の方、そのシステムを管理する方もわかりやすいのかなと思って、ちょっと質問させていただきました。

最後の質問なんですけれども、3 点目の本町観光 M a a S モデルにして実現したいことは何かということでご答弁いただきましたが、小樽市とか観光地へ来た方に対して、果物狩りだったりワインなど本町でできるコンテンツを提示して、一括で何かこう予約だったりとか、決済を行えるサービス提供を考えられるという話だったんですけれども、現在、結構観光客の方とかは、割と自分で情報を調べて自分で予約するというのは割と当たり前になってきて、日本の方でも海外の方でも自分で情報を取る時代になってきていると思うんですね。そうなったときに本当に M a a S というシステムが一括でいろいろ予約できるシステムというのが本当に必要なのかなと、自分で調べて自分で予約できればそれで良いのではないかなとかというふうに思うこともあるんですけれども、ただ実際、果樹園だったりとか予約の受付をしていない農園さんもあったりとか、やっているとか、やっていないという最新の情報がわからなかったりとかというのもあるので、一括でその空き状況だったりとか、予約ができると確かに便利だなと思うんですけれども、これはシステム側だけではなくて、受け入れる農家さんだったりとか、民間企業さん側の協力というのが必ず不可欠になるかなと思うんですけれども、農家さんだったりとか企業さんがやるメリットとかというのも必要かなと思うんですが、今後これをちょっと実現していきたいというところに関して、農家さんだったりとか、企業側さん側の行うメリットと言うのは、町側はどのように考えているのかというところをお聞かせください。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）今議員仰られるとおりですね、いろんな課題が先に付くというのは、当然私どもも考えているところです。企業・事業者側さんのメリットというところだったんですけれども、私どもとしては今のところですね、議員仰せのとおり空き状況の管理、一部の観光農園さんに固まるのではなくて分散させたいというところも正直ございます。その際にこういうようなシステムが役に立てば良いかなというところもあります、いろいろとあとは観光客の増加ですね、その辺も考えているところはあります。ただ今の段階ではちょっと構想段階なものですから、本当にそのとおり上手く行くかというのがですね、私どもも想像している段階というところでご了解いただければと思います。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1 番（前田春奈）まだちょっと始まったばかり、走り出したばかりというところで、これから検討をしなければいけない課題だったりとかいうのもたくさんあると思うんですけれども、ぜひですね、これ確かにできるとすごく便利ではあるので、どちらのサイドからでもやるメリットというのを明確に出していただいて、ぜひ進めていただければと思いますし、また外国人の方もそうですね、結構今果物狩りだったりとか、レンタカーを使う方がすごく多いイメージがあります。なのでこういう M a a S のシステムを使って地域を回るコミュニティの、このワインバスとかいうのももっとやはり活用していったほしいというところの思いはあります。

最後に、もう一つ質問させていただきたいんですけれども、この地域活性化起業人ですね、これは任期

3 年ということなんですけれども、3 年の期間終わった後というのはどのように今後考えられているのでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）起業人 3 年が終わった後ということだったんですけれども、私どもとしてはですね、一応今 3 年でお願いしているというような現状でございます。3 年終わった後もですね、できればパナソニック I T S さんとはですね、繋がっていききたいなというふうな関係性を持っていききたいというふうには考えております。M a a S に限らずですね、やはりパナソニックグループ、I T S さんだけではなくて、パナソニックグループさんともですね、幅広くつき合っていきたいというのが考え方としてありますので、3 年過ぎててもですね、関係性は持っていければというふうに、こちらの一方的な考え方なんですけれども、そういうふうには考えているところです。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今担当の方からお話がありましたけれども、地域活性化起業人につきましてはですね、本町だけではなく他の自治体もですね、おそらく最初のきっかけは双方にメリットのある関係性ということでですね、今この制度を活用させていただきながら、いろいろ様々な実証実験を行い、そして本格的な事業化に向けた形に動き出せばですね、また違う形でですね、関係が結べるものだというふうに期待しているところでございますので、そういったことも含めて地域活性化起業人は活用させていただいているところでございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1 番（前田春奈）ありがとうございます。

今の町長からのご答弁にもあったとおり自治体と連携という話もあったんですけれども、先ほど問題点のところ仁木町・本町、人口や交通事業者が少ないというところの問題もあると思うので、やはりお隣の余市町に関してはやはり遅くまでタクシーが走っていたりとか、結構本町の方でも地域の方でも買物だったりとか、病院だったりでやはり余市町を利用される方が多いので、仁木町だけではなくてお隣の余市町と連携した考え方とかもぜひ進めていただければもっと可能性が広がるのかなというふうに思います。

また、観光型と地域型を進めていただいていますけれども、もちろん LINE の活用もそうですし、高齢者だけではなくて、学生だったりとか、例えば妊婦さんだったりとか、様々な状況の住民の方に提供できる交通サービス・地域サービスというのをぜひ実現していただきたいと思います。

また利用者だけが便利ではなくて、先ほども申し上げたとおり、役場の職員の方にとってもぜひ業務が効率化できるような M a a S の事業をぜひ進めてもらいたいと思います。これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）続いて、『国保税の子どもの均等割の見直しを』以上 1 件について、上村議員の発言を許します。7 番・上村議員。

○7 番（上村智恵子）国保税の子どもの均等割の見直しを。

国民健康保険は、加入者の大半が年金生活者や非正規労働者、そして本町の基幹産業である農業を支えている方たちで成り立っています。国保税の税額は 4 人世帯の場合、同じ年収の協会けんぽの保険料の 2 倍となっています。全国知事会、全国市長会、全国町村長会などは、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高くなる構造問題を解決するため、公費投入を国に求め続けています。本町も令和 3 年に資産割を廃止し引き下げを行いました。国保税はまだ高額です。

そして、子どもの均等割の減免について、昨年的一般質問では、「町として独自の減免を検討する考えがない。基本的に国の制度運営に基づいて進めていきたい。」との答弁でしたが、子どもの均等割の減免は、子どもの健康と子育て世帯の生計を維持することにつながり、子育て世帯の経済的負担軽減になると考えます。全国では、国保法第77条（保険料の減免等）に基づいて条例による18歳までの均等割の全額免除・半額減免を行う自治体が増えており、本町も実施を検討すべきであると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、国保税の子どもの均等割の見直しを、の質問にお答えいたします。

国民健康保険税の算定につきましては、法令又は条例により設けられた規定により、本町においても所得の低い方に対する減額等を実施しており、保険税の負担に対する軽減措置は行っているところでありますが、この保険税の減額等の基準につきましても、道内で統一の基準を定めることとして、現在、北海道及び市町村で協議を進めているところであります。子どもの均等割軽減につきましては、国民健康保険が法に基づく全国一律の医療保険制度として運用されている以上、導入についても全国一律で導入されるべきと考えており、本町におきましてもそのことを考慮し、国の制度に合わせて令和 4 年度から未就学児に係る均等割保険税を 2 分の 1 に軽減する措置を導入してきたところであります。引き続き、全国一律の制度として国が制度拡充するよう町村会を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

また、国民健康保険財政調整基金につきましては、現在約 1 億円の残高となっている状況ですが、今後の見込みを試算したところ、安定的な財政運営を維持していくためには、国保税率の見直しを検討しなければならない状況となっております。以上のことから、本町の独自策として国に先がけて子どもの均等割を見直しすることについては考えておりません。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7 番（上村智恵子）国保税の均等割の話は今まで何度もしてまいりましたが、国民健康保険財政調整基金も医療費はどうなるかわからないからと言いながら 1 億円の残高にあります。それなのに安定的な財政運営を維持していくために国保税率の見直しを検討しなければならない状況だということはどんな状況なのでしょう。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）只今の質問にお答えいたします。

国民健康保険財政調整基金につきましては、只今 1 億円前後の基金残高がございますが、今後の国民健康保険税等ですね、見込みを調査したところですね、数年後には 2000 万円程度をほぼ下回るのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7 番（上村智恵子）今までもそういうことを言いながら、この基金が維持されてきたわけですけども、今 1 人当たりの実績医療費というのは、広域連合の中で多いのか少ないのか、どういう状況なんですか。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時 4 1 分

再 開 午後 1 時 4 3 分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8 名です。

只今の上村議員の質問に対しての答弁が残っております。菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）お時間を取っていただきまして申し訳ありませんでした。

只今のご質問でございますが、後志広域連合のですね、全体の統計を取っている関係でですね、本町の医療費についてはわかるんですが、他の町村の状況はちょっとわからないというご回答になってしまいますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7 番（上村智恵子）うちの町としてはどうなんですか。

この医療費が増加しているのか、軽減しているのかという状況はわかりますか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）年度別の医療費でございますが、近年はですね、概ね約 4 億円前後の医療費として推移している状況でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7 番（上村智恵子）この安定的な財政運営ということでは、町民が健康であることが 1 番だと思うんですけれども、それをやはり予防するために運動教室とか、栄養相談とか、そういうものを開いて安定的に財政運営していけると思うんですよね。それで、そういう見直しを検討しなければならない状況ということには今すぐにはならないと思うんですけれども、今、国保税の 7 割・5 割・2 割軽減に該当している世帯で子どもがいる人数がわかればお願いいたします。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）未就学児でございますが、7 割の方が 8 名、5 割の方が 3 名、2 割の方が 3 名となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7 番（上村智恵子）そしてその方たちは未就学児ですから、この軽減に加えて、均等割がそれから半額になるということですか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）議員仰せのとおりでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7 番（上村智恵子）それと、令和 6 年 1 月から国保加入者が出産する際、届け出により産前産後における一定期間の保険税を軽減する制度が始まりましたけれども、仁木町において該当者はいますか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）該当する方は 3 名いらっしゃいます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7 番（上村智恵子）子どもを産み育てるのは大変なことだと思います。減免について、前回林副町長は、国の制度運営に基づいて進めていきたいと、今回もそうですけれども。次々と国としては国保の世帯が大変な子育てをしている人たちにこういうふうに就学時前の均等割の 2 分の 1 とか出産の前後の均等割の減免なんかを続けているというのは本当に大変な中だと思うんですよね。他のところでも、滋賀県の米原市では国民健康保険子育て世帯応援金を創設して国の未就学児の国保税の軽減措置と併せて、子育て世帯へのさらなる支援を目的に 18 歳以下の均等割実質ゼロとする支援金の支給など高校生まで所得制限なしで

第一子から免除しており、北海道では旭川市などで取組が広がっています。子育て世帯応援金を創設し取り組む必要があるのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員の仰るとおり、今、他の自治体でも旭川市もそうですけれども、そういった形でいろいろ制度を見直しして実施しているところもあるところは私も承知しているところでございます。ただ広がりを見せているといっても、まだごく少数の自治体しかやってないのも、私は認識しております。これからそれが拡充していくのかどうかというのも、そういった推移を見極めながら、また町独自のですね、いろんな財政状況も踏まえながらですね、検討してまいりたいと思っております。ただうちの町はですね、これまでも子育て支援に対する他の自治体が行っていない様々な支援拡充をですね、今までしてきた経緯もございます。そういったことも踏まえて、他の自治体にはない子育て支援には手厚い支援策をですね、我々講じているという部分もですね、理解していただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7 番（上村智恵子）仁木町は本当に子育てに優しいまちづくりを進めています。しかし国保は高いんですね。国保ではなく、一方、会社員・公務員などの加入する協会けんぽの被用者保険者は被用者保険者の報酬額によって保険料が計算されるため、世帯内に扶養する子どもが増えても保険料は変わりません。国保は生まれた途端、均等割がかかってくるんです。幾ら医療費が無料になろうと先払いで医療費を払っているようなものではないのでしょうか。これに矛盾は感じませんかでしょうか。私はどうしても納得がいかないんですね。それで、子育て世帯にとってとりわけ重いものになっているので、やはり子どもの貧困対策、子育て支援につながるものだと考えますけれども、町長の判断をもう一度お願いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員仰るとおりですね、国保では他の健康保険にはない均等割の仕組みがあるために、家族の人数が増えれば増えるほど保険料が上がっていくわけでありまして。ただ低所得世帯にはですね、法定軽減が適用されるものの子どもの数が多いほど保険料を引き上げるこの仕組みはですね、子育て支援に逆行しているのではないかという批判の声が上がり、2010年代後半からですね、子どもの均等割を減額・免除する自治体独自の取組が始まったわけでありまして。それらを踏まえて政府はですね、2022年からですね、いろいろ制度を改善したわけでありましてけれども、今後そういったことも踏まえてですね、引き続き子どもの均等割問題の根本的解決に向けてですね、国に対して要望してまいりたい、そのように考えている次第でございまして。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7 番（上村智恵子）引き続き国に要望するよう、町村会に働きかけてくださいますようお願いいたします。質問を終わりたいと思います。

○議長（横関一雄）続きまして、『特定技能実習生の住宅整備に助成を』以上 1 件について、嶋田議員の発言を許します。8 番・嶋田議員。

○8 番（嶋田 茂）特定技能実習生の住宅整備に助成を、について質問させていただきます。

現在、本町には特定技能の在留資格を持つ外国人労働者が200人以上おり、この人数は4年前の66人と比較すると3倍近くになっていると報道されました。今後も特定技能実習生は増えていくと考えますが、この状況が続くと住宅が足りなくなことは明白です。過去にも、特定技能実習生に関する質問がありましたが、今後の町のことを考えると、住居が無ければ特定技能実習生を受け入れることができず農業所得も

増えないことになります。そこで、町として住宅の新築やリフォームに対して実施している定住促進住宅補助事業の対象に特定技能実習生向け住宅を加えることについて、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）嶋田議員からの、特定技能実習生の住宅整備に助成を、の質問にお答えいたします。

質問であります「新築やリフォームに対して実施している定住促進住宅補助事業の対象に特定技能実習生向け住宅を加えること」についてであります。前回の仁木町議会定例会の一般質問でも答弁させていただいておりますが、福祉や産業分野において人材の確保に伴う住居の不足については喫緊の課題と認識しております。それらの方々に対する住居の確保については、空家計画を策定する際に空家を有効的に活用できる施策を検討するよう指示しているほか、議員仰せの特定技能実習生向け住宅に対する補助も住居不足解消の一案として検討しております。今後、特定技能実習生制度の改正により育成就労制度が創設されることから、様々な業種で就労される外国人材に選ばれる状況を構築しなければならないと考えており、各政党が各地区で開催している移動政調会において、外国人材を受け入れる側に対する支援の創設を要望しております。これら国の動向等を注視するとともに、町独自の支援についても調査・研究を行ってまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）今の答弁に対して再質問をさせていただきます。

まず、町内にどれぐらいの特定技能実習生がいるのか、町としては把握しているのでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）町内で働いている外国人は技能実習、特定技能等おりますけれども、それぞれの人数につきましては調査等を行っておりませんので承知しておりません。なお、令和6年の実績を確認したところ、外国人として町に住民登録をした方、最大231名と伺っておりまして、その多くが特定技能もしくは技能実習の方だということで推察をしているものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）町として正確な人数は把握していないが、200名以上を超える特定技能2号の実習生の方々が町に在住しているとの確認でした。

この方々は、受入農家が手配した住宅に住まわれており、受入農家からはこれからの住居の手配に大変苦勞されていると伺っております。そこで町が管理している空き家となっている職員住宅や、空き室となっている町営住宅に特定2号の実習生の方々を入居させることはできないのでしょうか。

○議長（横関一雄）浜田総務課参事。

○総務課参事（濱田敬司）まず、職員住宅の件につきましてお答えさせていただきます。

本年3月に新おたる農協の方から空いている職員住宅があれば、特定技能実習生に貸出してほしいといった相談がございました。そのためですね、日の出住宅の横にあります職員住宅4戸、こちらにつきまして4月から農業振興の一環としてですね、貸出していると、そういったことでございます。以上です。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）それでは私の方から町営住宅につきましてお答えさせていただきます。

町営住宅につきましては、現在、特定技能外国人は複数名入居されております。また最近、直近でございますけれども、町内の各事業者さまからもですね、空き家に関わる問い合わせをいただいているところでございますので、引き続き入居していただけることと想定してございます。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）私は農家の所得を増加させるためには、農業技術を発展させるほか、労働力の確保もかなり重要な部分を占めていると考えております。昔は町内外の方々に声をかけて、毎年来ていただいている方もおられましたが、皆さん高齢となったことや、他の業種で働かれることにより年々集めにくくなっております。

農業も機械化・省力化が進みましたが、ここの農業は手作業の農業です。そんなことで人手が必要になる作業が残されており、この部分は規模が大きくなればなるほど多く必要となってきます。その部分では、今年度町長が先ほど述べましたように、過去最高のトマトの収益を上げたという部分も、当然人手がいたからだとは思っております。ただ特定2号の方々がこれまで以上に必要になると感じてはおりますが、住宅がなければそこに入ってくることができません。そこで、町として特定技能を含めた実習生の重要性についてどのようにお考えなのか、再度お伺いします。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）私の方からちょっとご説明させていただきます。

町内においてはですね、農業分野に限らず今現在は介護分野の方においても特定技能実習生の方が多く入ってきているというふうに承知しております。昨今ですね、それ以外の分野においても様々な分野で労働者不足、担い手不足が叫ばれているというふうなことで深刻化しており、特にですね、先ほどのちょっと他の議員の方のご質問でもありましたが運転手不足というのもですね、かなり大きな部分を占めていると言ったところで、今後ですね、外国人材の方がですね、重要になってくるというのはですね、非常に大きなポイントになってくるかなというふうなところでですね、認識しているというところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）そのような考え方でいるというのは、すごくありがたい話ですが、そのように考えるのであれば、町として実習生向け住宅、アパート的な建築物を建築するような考えはありませんか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）これまでもですね、いろんなところで答弁させていただいているんですけども、これまで町としてですね、先ほど町長の答弁でもございましたとおり、空き家となっている家をいろいろと、今後空き家を掘りおこしていくですとか、あとは先ほど別な課長からもご説明がありましたとおり、職員住宅を貸し出すというふうなところなど、できる限りのことはさせていただいているというふうなところなんです。

議員仰せのとおりですね、そのことにつきましては十分に理解するところなんでございますが、仮に研修生向けの住宅を建築するとなるとですね、やはり場所の選定ですとか、あとは財源の確保、他の公共施設等の改修等の兼ね合いとかも考慮することから、かなりの時間を要するというふうなことを考えております。そのような訳で今のところですね、実習生向けの住宅を建築する考えというのは持っておりませんが、先ほどからですね、申し述べさせていただいてるとおり、実習生だけではなく町内で就労される方、向けの住宅につきましてはですね、喫緊の課題というふうに本当に思っておりますので、どのような施策が良いか前向きに検討していきたいというふうに担当の方としては考えているところです。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）課長の話していることはわかるんですが、そういう中で一つお聞きしたいのは、特定

2 号実習生 1 人に対して町に入ってくる交付金というのは、どれぐらい入ってきているのでしょうか。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）只今のご質問、交付金ということですが、普通交付税のことだと思いますので、そちらでお答えさせていただきたいと思います。

普通交付税についてはですね、人口ですとか、道路延長、そして学校数など様々な数値によってですね、合理的な水準として計算されました基準財政需要額、そこからですね、標準的な地方税に係る分、基準財政収入額を控除した財源の不足額を交付税、普通交付税として交付されているところであります。ご質問の 1 人当たりの交付税・交付金は幾らぐらいかということですが、令和 6 年度の普通交付税の算定においてですね、人口を基に基準としているもの、こちらをもとに推計をいたしますと、1 人当たり約 35 万円の算定になると推計しているところでございます。また今回の推計については歳入部分の数値についてはですね、計算に入れてございませんので、あくまでも目安ということでご理解いただければと思います。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○8 番（嶋田 茂）この 1 人 35 万円ということは、もうコロナが始まる前は研修生で入っていたわけです。それがコロナになって、研修生というのが入ってこれなくて農家が苦しんだ時がありました。コロナの 2 年目のときに、この特定 2 号というのが仁木町に入ってこられるようになったんですが、そのときから私もそれに携わってきたんですが、本当に今後、3 年・4 年の間には、仁木町の人口の 10% が外国人実習生になるというふうに私は思っています。そういった中でですね、今現状「外国人に選ばれるまち」にならないと結局外国人実習生も入ってこれなくなっているところがあるんですよ。これはもうよく聞く話なんです。だからそういう部分では町としても何かの手立てを町単独でやるなどと言うのは、自分も考えていません。これは結局、農家自体がグループを組んで入る住宅を建てるというふうに考えたときに、そういう住宅に補助金、今やっている部分の補助金を別枠として考えて入れていただきたいなと私は思っているんですけれども。それと家がだいぶ古くなって駄目な部分にも、リフォームの部分の補助というのを考えていただければ私は思うんですが、どうなのでしょう。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、ここ数年、町内におきまして特定技能実習生のための住宅確保が難しいという声を様々な方面から耳にします。実際のところを活用できる空き家が少なく、リフォームをするにしても持家ではないためにですね、中古物件を購入し改修をしている方もいることも認識しております。自ら特定技能実習生のための家を建てて受入れている方もいることも認識しているところでございます。これから更に、嶋田議員の仰るとおり、特定技能実習生が増えることを鑑み、行政としてどんな形で支援ができるのかということを検討しなければならない状況に差し迫っているのではないかとこのように私自身も思っており、早急に最善策を見いだしてまいりたいとこのように考えているところでございます。また特定技能実習生だけに限らずですね、町内に新たな居住を構える希望者にとって、住宅環境を整備していく必要性はこれまで以上に高く、行政としても早い段階で施策を講じていかなければならないと思っておりますので、これまでの定住・定着に向けた新築住宅希望者又はリフォームに対しての補助というものをですね、そういった規定で支援をしてきましたけれども、先ほど来仰る特定技能実習生を入れるための住宅のための要綱をですね、また新たに追加することが可能かどうかということも含めてですね、これから整理して検討してまいりたいというふうに思っているところで

ございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○8 番（嶋田 茂）もう町長の言うとおりですね、ぜひですね、もう本当に先ほど言ったように喫緊の課題というか、本当に喫緊の課題です。それが喫緊の課題で 5 年も 6 年もかかったのでは、喫緊の課題にならないので、もう、すぐ年明けて考えて再来年度から動けるようなスタイルで、本当に考えていただければと思います。

それと、今述べられましたように、今後その仁木町の産業として、ここは本当に手作業がいる作物しか作っていないといっても過言ではありません。今、ミニトマト関係だけで本当に五、六年前に 30 億円に行くなんて思っていなかったんですが、今年 1 年間で 30 億円ぐらいいけたと聞いています。そういう部分でも、ぜひこういうことを考えていただければと思います。これで質問を終わります。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2 時 13 分

再 開 午後 2 時 30 分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8 名です。

日程第 8 承認第 1 号 専決処分事項の承認について

令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 1 号）

○議長（横関一雄）日程第 8、承認第 1 号『専決処分事項の承認について・令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 1 号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第 1 号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第 3 項の規定により報告し議会の承認を求める。令和 6 年 12 月 19 日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 1 号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和 6 年 9 月 30 日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 1 号）。令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 605 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 2185 万 2000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。令和 6 年 9 月 30 日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）承認第 1 号、令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 1 号）についてご説明申し上げます。本補正予算につきましては、令和 6 年 9 月 30 日に専決処分を行っております。

予算書 1 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。16 款、道支出金、及び 19 款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額 605 万 1000 円を追加し、補正後の合計を 51 億 2185 万 2000 円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。2 款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額 605 万 1000 円を追加し、補正後の合計を 51 億 2185 万 2000 円とするものでございます。

3 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1 款、町税から 22 款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、議会費から 14 款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳でございますが、国道支出金が 357 万 3000 円の増、一般財源が 247 万 8000 円の増となっております。

続きまして、5 ページをお開き願います。歳入でございます。16 款、道支出金、3 項、道委託金、1 目、総務費委託金につきましては、衆議院議員選挙に係る道委託金 357 万 3000 円の追加でございます。

6 ページをお開き願います。19 款、繰入金、1 項、基金繰入金、1 目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため 247 万 8000 円を繰入れするものでございます。

7 ページをお開き願います。歳出でございます。2 款、総務費、4 項、選挙費、2 目、衆議院議員選挙費につきましては、目を追加し、10 月 27 日に執行されました衆議院議員選挙に係る選挙経費として投票管理者報酬から、10 ページのコピー使用料まで 605 万 1000 円を追加するものでございます。11 ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で一般会計補正予算（専決第 1 号）の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第 1 号『専決処分事項の承認について・令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 1 号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第 1 号『専決処分事項の承認について・令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 1 号）』は、承認することに決定しました。

日程第 9 議案第 1 号

令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（横関一雄）日程第 9、議案第 1 号『令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 4 号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第 1 号、令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 4 号）。令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 640 万 9000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 1544 万 3000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第 2 条、地方債の変更は、第 2 表 地方債補正による。令和 6 年 12 月 19 日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第 1 号、令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 4 号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。12 款、交通安全対策特別交付金から 22 款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額 640 万 9000 円を減額し、補正後の合計を 51 億 1544 万 3000 円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、議会費から 10 款、教育費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額 640 万 9000 円を減額し、補正後の合計を 51 億 1544 万 3000 円とするものでございます。

3 ページ、第 2 表 地方債補正、変更でございます。緊急自然災害防止対策事業につきましては、地方債限度額を 1650 万円に減額、中段、町道仁小中線整備事業につきましても地方債限度額を 400 万円に減額、下段、町営住宅コスモス 30 改善事業につきましても、地方債限度額を 7420 万円に減額するものでございます。いずれも額の確定によるものでございます。

5 ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1 款、町税から 22 款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

6 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、議会費から 14 款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳につきましては、国道支出金が 1340 万 2000 円の増、地方債が 610 万円の減、その他が 148 万 9000 円の減、一般財源が 1222 万 2000 円の減となっております。

7 ページをお開き願います。歳入でございます。交通安全対策特別交付金につきましては、今年度交付される交付金が無かったことから 50 万円を減額し廃款とするものでございます。

8 ページをお開き願います。15 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金、1 目、民生費国庫負担金につきましては、令和 6 年度障害福祉サービス等の報酬改定に伴う単価増により、障害者自立支援給付費負担金及び障害児給付費等負担金 1020 万 1000 円の追加、2 目、衛生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金、未就学児均等割負担金及び産前産後保険料負担金の額確定により 17 万 6000 円の減額、2 項、国庫補助金、2 目、民生費国庫補助金は、対象者の増加見込みにより出産・子育て応援交付金 6 万 6000 円の追加、4 目、土木費国庫補助金は、コスモス 30 外壁等修繕工事の完了により 361 万 2000 円の減額。

9 ページ、16 款、道支出金、1 項、道負担金、1 目、民生費道負担金につきましては、令和 6 年度報酬改定に伴う単価増により、障害者自立支援給付費負担金等 510 万円の追加、2 目、衛生費道負担金は、国民健

康保険基盤安定負担金の確定により19万8000円の追加、2 項. 道補助金、2 目. 民生費道補助金は、対象者の増加見込みにより出産・子育て応援交付金 1 万6000円の追加、4 目. 農林水産業費道補助金につきましては、余市川土地改良区が行う農業水利施設管理業務の包括的な民間委託に関する支援事業、水利施設管理強化事業補助金156万6000円の追加、3 項. 道委託金、1 目. 総務費委託金は、権限移譲の委託金額確定により 4 万3000円の追加でございます。

10ページをお開き願います。18款. 1 項. 寄附金、1 目. 一般寄附金につきましては、寄附受納により 3 万円の追加、2 目. 総務費寄附金は、企業版ふるさと納税10万円の追加でございます。

11ページ、19款. 繰入金、1 項. 基金繰入金、1 目. 財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため1175万2000円の減額、2 目. ふるさと振興基金繰入金は、仁木町定住促進住宅補助事業費の補正などにより172万1000円の追加、4 目. 公共施設等整備基金繰入金は、事業費確定により357万1000円の減額でございます。

12ページをお開き願います。21款. 諸収入、4 項. 受託事業収入、4 目. 共済金受託収入につきましては、額確定により5000円の減額。5 項. 4 目. 雑入は、職員住宅の雪害に係る共済金26万6000円の追加でございます。

13ページ、22款. 1 項. 町債、5 目. 土木債につきましては、地方債補正で説明した分でございます。

15ページをお開き願います。歳出でございます。1 款. 1 項. 1 目. 議会費につきましては執行残により191万9000円の減額でございます。

16ページをお開き願います。2 款. 総務費、1 項. 総務管理費、1 目. 一般管理費につきましては財源内訳の変更、4 目. 財産管理費は額の確定により163万9000円の減額、5 目. 企画費は、銀山地区のコミュニティ拠点づくりに向けたワーキングチーム員謝礼及び定住促進住宅補助事業費207万1000円の追加でございます。

17ページ、8 目. ふるさとづくり事業費は、寄附金の基金への積立 3 万円の追加でございます。

18ページをお開き願います。3 款. 民生費、1 項. 社会福祉費、2 目. 老人福祉費につきましては389万9000円の減額で、アトラクション謝礼から、19ページ上段、役務費まで仁木町敬老会開催事業経費の執行残、及び老人デイサービス事業補助金の減額に伴うものでございます。4 目. 心身障害者特別対策費につきましては、令和 6 年度障害福祉サービス等の報酬改定に伴い障害福祉サービス費2040万3000円の追加、6 目. 後期高齢者医療費は、後期高齢者医療広域連合の負担金確定により933万2000円の減額、2 項. 児童福祉費、1 目. 児童福祉総務費は217万4000円の追加で、出産・子育て応援ギフトの対象者の見込み増。

20ページ、償還金利子及び割引料は、令和 5 年度の事業費確定によるものでございます。3 目. 母子福祉費につきましても、令和 5 年度の事業費確定により 3 万5000円の追加でございます。

21ページ、4 款. 衛生費、1 項. 保健衛生費、1 目. 保健衛生総務費につきましては、余市協会病院への救急医療体制維持補助金の交付、及び国保会計への繰出金の増により373万1000円の追加、4 目. 環境衛生費は財源内訳の変更でございます。

22ページをお開き願います。6 款. 農林水産業費、1 項. 農業費、3 目. 農業振興費は財源内訳の変更、4 目. 農用地事業費につきましては、余市川土地改良区が行う農業水利施設管理業務の包括的な民間委託に関する支援事業、水利施設管理強化事業補助金156万7000円の追加、2 項. 林業費、1 目. 林業総務費は財源内訳の変更でございます。

23ページ、8 款. 土木費、2 項. 道路橋りょう費、1 目. 道路橋りょう総務費は、道路愛護の報償費 6 万

7000円の減額、2 目．道路維持費につきましては303万3000円の減額で工事請負費の執行残、3 目．道路新設改良費につきましては614万円の減額で、町道仁小中線の測量設計委託及び仁小前線の工事請負費の執行残、並びに、24ページ、仁小前線工事に伴う水道管移設補償金確定によるものでございます。続きまして、4 項．住宅費、1 目．住宅管理費につきましては、施工監理委託及び町営住宅改修工事の額の確定により1016万3000円の減額でございます。

25ページ、10款．教育費、2 項．小学校費、1 目．学校管理費は、令和 7 年度 2 年生から 6 年生が使用する児童用の机・椅子の購入費の不足分 4 万2000円の追加でございます。以上で議案第 1 号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。4 番・佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）1 点だけお伺いします。

予算書の16ページの 5 目．企画費の仁木町定住促進住宅補助ということで、今回200万円補正されていますけれども、今年度の現在までの実績をまず伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）こちらにつきましてはですね、当初は新築 4 件、それから改修 4 件で見込んで、1200万円の予算で見込んでおりました。これをですね、9 月の補正の段階で、新築が 5 件の実績がありまして、改修が 3 件でしたので、そこで100万円補正させていただきました。

改めてですね、今回新築が更にもう 1 件、増えたことからですね、新築が 6 件、合わせてですね、改修が 3 件ということですね、今回1500万円まで補正させていただくということになりました。以上です。

○議長（横関一雄）4 番・佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）今回新築・改築された方、町外の方なのか、町内の方なのか、その内訳はわかりますでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）新築の方がですね、町外者が 1 件、それから改修の方で町外者が 1 件、残りは皆さん町内の方ということです。以上です。

○議長（横関一雄）4 番・佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）新築 1 件、改築 1 件ということでございますけれども、ということは当然、こちらの方に転居されてきたと思うんですが、その人数・内訳はわかりますでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）新築の方がですね、3 名です。改築の方は 1 名になっています。

○議長（横関一雄）他にありませんか。7 番・上村議員。

○7 番（上村智恵子）24ページのコスモス30なんですけれども、ドアの周りとか郵便受けのところの錆ですね、あれもきれいにするということがあったんですけれどもね、この間ちょっと用事があって見たら結構錆が残っているんですよね、あれは全部入っているんでしょうか、内訳に。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）只今のご質問にお答えいたします。

前回説明したときは、物置のドアのことに對して錆まわりも落として全部塗装し直すということのお話だったと思うんですが、玄関ドアについてはどうしても塗装ができないものですから、郵便ポストとかそ

の周りについては今の状態ということでございます。なので内訳書についてもちょっとその辺は入ってございません。以上でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 1 号『令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 4 号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第 1 号『令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 4 号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 2 号

令和 6 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（横関一雄）日程第 10、議案第 2 号『令和 6 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第 2 号、令和 6 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）。令和 6 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 774 万 7000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。令和 6 年 12 月 19 日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第 2 号、令和 6 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3 款、財産収入から 6 款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額 4000 円を追加し、補正後の合計を 2 億 774 万 7000 円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。5 款、基金積立金を補正いたしまして、歳出合計額に補正額 4000 円を追加し、補正後の合計を 2 億 774 万 7000 円とするものでございます。

3 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1 款、国民健康保険税から 6 款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費から 6 款、予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳につきましては、その他が3000円の増、一般財源が1000円の増となっております。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。3 款、財産収入、1 項、財産運用収入、1 目、利子及び配当金につきましては、預金利子3000円の追加でございます。

6 ページをお開き願います。4 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、1 目、保険基盤安定繰入金につきましては8万9000円の追加、2 目、一般会計繰入金は181万1000円の追加、3 目、未就学児均等割保険料繰入金は7000円の追加、4 目、産前産後保険料繰入金は6万9000円の減額で、いずれも額の確定によるものでございます。2 項、基金繰入金、1 目、財政調整基金繰入金は、後志広域連合からの返還金などにより978万2000円の減額でございます。

7 ページ、6 款、諸収入、3 項、1 目、雑入につきましては、令和 5 年度の後志広域連合返還金794万5000円の追加でございます。

9 ページをお開き願います。歳出でございます。5 款、1 項、1 目、基金積立金につきましては、財政調整基金の利子4000円の追加でございます。以上で議案第 2 号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 2 号『令和 6 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第 2 号『令和 6 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第 3 号

仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第11、議案第 3 号『仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第 3 号、仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年仁木町条例第37号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和 6 年12月19日

提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、菊地福祉課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）議案第 3 号、仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

今回の条例改正に係る概要についてご説明申し上げます。令和 5 年 12 月 27 日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日が令和 6 年 12 月 2 日と定められ、現行の健康保険証は同日以降発行されなくなり、健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行されたことに伴い、仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表 1 ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案でございます。なお、下線を付してある箇所が改正箇所でございます。第 7 条で、「被保険者証又は組合員証」を「医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類」に改めるものでございます。附則は施行期日の定めであり、公布の日から施行し令和 6 年 12 月 2 日から適用するものであります。以上で議案第 3 号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 3 号『仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第 3 号『仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 4 号

北後志衛生施設組合規約の一部を変更する規約について

○議長（横関一雄）日程第 12、議案第 4 号『北後志衛生施設組合規約の一部を変更する規約について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第 4 号、北後志衛生施設組合規約の一部を変更する規約について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第 1 項の規定により、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村との協議に基づき規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和 6 年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、本多住民環境課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）議案第 4 号、北後志衛生施設組合規約の一部を変更する規約について、ご説明いたします。

北後志 5 か町村のし尿を収集するため、北後志衛生施設組合が運営管理しているし尿処理施設は、施設の老朽化により、新たなし尿受入施設を令和 7 年度の供用開始に向けて建設中であります。今後、既存施設の解体及び組合事務所を移転することが決まっております。現行の組合規約には、既存施設の解体に伴います規定及び解体費用の関係町村の負担割合の規定がないことから、これら規約の制定と負担割合について協議してまいりました。負担割合の考え方として直近の国勢調査人口の割合と過去 5 か年間のし尿収集量の平均割合を合算し、その 2 分の 1 を負担率とするべきとの結論を得ましたので、その結論を踏まえて規約の一部を変更するものであります。併せまして、組合事務所の位置及び文言の整理を行う変更となっております。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をお開き願います。右側が現行で左側が改正後となっており、アンダーラインを付している箇所が変更する部分を示しております。第 3 条第 1 項第 1 号中「し尿処理場」を「し尿処理施設」に改め、同条に第 4 号「し尿処理施設及び附属施設の解体に関すること」を加えます。次に、第 4 条中、「栄町150番地北後志衛生センター内」を「登町136番地余市下水処理場内」に改めます。続いて、第12条第 2 項第 3 号中「し尿処理場」を「し尿処理施設」に、「当該年度における各町村のし尿処理容量」を「各町村のし尿収集量」に改めます。同項第 4 号中「別表」を「別表 1」に改め、同項中、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に新しい第 5 号「し尿処理施設及び附属施設の解体に伴う経費は、別表 2 の率による。」を加えます。次に、別表部分、「別表」を「別表 1」に改め、次のページ「別表 2（第12条関係）し尿処理施設及び附属施設解体事業費負担割合」の表を加えるものであります。本町におきましては20.20%となっております。附則につきましては施行期日に関する規定で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものであります。以上で議案第 4 号について説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4 番・佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）し尿処理場の解体に関することということで、これはもう既に来年解体実施の予定でしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）令和 7 年度におきましては、解体に向けた実施設計を予定しております。また、移行した施設の残っている汚泥等を処理する年度となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）4 番・佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）今実施設計ということで、最終的に完成するのは何年を予定していますでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）解体の工事のこととお受けいたします。

解体工事につきましては、令和 7 年度に実施設計を委託します。令和 8 年度・令和 9 年度でもって解体工事を行い、終了するという予定ということで伺っております。以上でございます。

○議長（横関一雄）4 番・佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）ではもう来年度の予算ということで、もう今組まれているというか、これから組むと思うんですけども、この20.20%に対して来年度の負担金は幾らぐらいになるのでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）実施設計の委託でもってですね、5400万円ほどの予算ということで、国費が2分の1、単費2分の1ということでありますので、この2分の1部分に対する20.20%ということで認識しております。

具体的な額につきましてはですね、負担金全体でもってですね、次年度6440万2000円ということで、運営費も含めた中の負担金ということで予定しているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4 番・佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）本町に係る分の負担金の額を知りたかったんで、全体もそうなんですけれども。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）負担金に含まれる解体の部分でありますけれども、計算しますと545万4000円ほどという認識でおります。以上でございます。

○議長（横関一雄）4 番・佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）先に聞けばよかったんですが、うちがこれ負担率が非常に高いんですけれども、20.20%ということで、この根拠をちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）先ほどのご説明で申し上げましたとおり、直近の国勢調査の人口、令和 2 年度の国勢調査でいきますと、仁木町の人口3180人、5 か町村の合計が 2 万6921人でありますので、割合としましては11.81%、それから令和元年から 5 年度のし尿収集量仁木町では4571.26キログラム、全体では 1 万5986.26キログラム、割合としましては28.59%となっております。このパーセントを足しまして、11.81%と28.59%で40.4%、これを割る 2 ということで20.2%となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）4 番・佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）これは新築、新たに建て替えると思うんですけれども、それに対しての負担金というのはないのでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）ご質問の施設の関係でありますけれども、余市町の下水処理場にですね、つなげる施設を今作っております。余市町の下水処理場に入れる前にですね、これらし尿を入れる施設を作っております。それが完成してから解体という流れとなっております。作っているものに対する建設費についてはですね、昨年と今年と負担金で払っているという状況でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4 番・佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）これは解体の負担金なんですけれども、新たに建設する分については負担金は発生しないのでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）新たに建設する部分についてはですね、2億3895万円ということで、令和5年・6年でもって既に負担をしております。現在工事中となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）この登町136番地というのは、これはどのあたりなんですか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）高速道路の降り口の辺りにですね、四角い建物がございます。余市町の下水処理場となっております。高速道路に上る前にですね、左手の方に見えてくる建物で、只今工事しておりますが、そちらの方の施設の横にですね、投入する事前の前受施設を作っているという状況でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他に質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『北後志衛生施設組合規約の一部を変更する規約について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『北後志衛生施設組合規約の一部を変更する規約について』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 意見案第5号

「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第13、意見案第5号『「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の14ページです。意見案第5号、「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和6年12月19日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、15ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第5号『「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第5号『「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 意見案第6号

高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第14、意見案第6号『高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の16ページです。意見案第6号、高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和6年12月19日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、前田春奈議員です。意見書の内容につきましては、17ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第6号『高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第6号『高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第15『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

木村議会運営委員会委員長、嶋田議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第16 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第16『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

野崎総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3 時 2 1 分

再 開 午後 3 時 2 1 分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8 名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和 6 年第 4 回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には本定例会にご提案いたしました案件につきまして、慎重なるご審議の上ご可決を賜り、厚く御礼申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして議員の皆さまから賜りまして多くのご意見・ご要望等につきましても、十分に留意しながら今後の町政運営に取り組んでまいります。

さて、今年も残すところあと僅かとなりました。冒頭の挨拶でも触れましたが、今年は元旦早々から石川県能登地方を震源とした能登半島地震が発生し、能登は地震そして豪雨と年内 2 度の激甚災害に見舞われました。今なお復旧復興に向けて歩みを進めており、1 日でも早く平穏な日常を取り戻せることを祈るばかりであります。

新年から自然災害が生じ、多くの人々が悲痛な思いを抱いている中、パリで開催されましたオリンピックでは日本人の選手の活躍や、メジャーリーグで奮闘する日本人選手の活躍により、見ている者に希望や元気・感動を与えていただき、スポーツが持つ力に改めて気付かされた人も多いのではないかと拝察いたします。悲しくも、今年 4 月に仁木町出身であり、1972 年札幌オリンピックのノルディックスキージャンプ日本冬季大会で初めての金メダリスト笠谷幸生さんがお亡くなりになりました。改めて哀悼の意を表し

ますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。当時の活躍は、日の丸飛行隊として称され、後世へ語り継がれ、今につながる多くの選手の活躍の礎を築き、多大な影響を与えたことは言うまでもありません。これまで申し上げましたとおり、スポーツの舞台で挑戦し続けるアスリートの姿は、これまでに多くの場面で人々に勇気や感動を与えるように、影響力は計り知れないものがあります。特に子どもたちの成長には欠かせない重要な要素がスポーツにはありますし、運動能力や体力の向上はもちろん、相手への敬意や思いやりの気持ちを学ぶことができます。またチームプレーを通して仲間と協力する楽しさを感じ、子どもたちの心の成長にも様々な効果をもたらすことは周知の事実であります。昨今町内では少子化などの影響を受け、子どもたちのスポーツと触れる機会が次第に失われつつあり、今後も心身ともに健やかに育つ環境づくりや、機会を町としてもできる限り提供できるよう、様々な可能性を追求し、笠谷幸生氏の思いを絶やすことなく継承してまいりたいと改めて感じたところであります。

最後になりますけれども、議員の皆さま方におかれましては、この1年町政発展のため、大変お世話になり、誠にありがとうございました。時節柄健康には十分ご留意いただき、引き続きご活躍いただきますとともに、ご家族共々良き新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和6年第4回仁木町議会定例会を閉会いたします。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 3 時 2 5 分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年第4回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和6年12月19日～12月19日（1日間）
（開会～午前9時30分／閉会～午後3時25分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告 第1号	令和5年度各会計決算特別委員会審査報告書		
	付託議案第1号 令和5年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	R6.12.19	認 定
	付託議案第2号 令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R6.12.19	認 定
	付託議案第3号 令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	R6.12.19	認 定
	付託議案第4号 令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R6.12.19	認 定
承認 第1号	専決処分事項の承認について 令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）	R6.12.19	承認可決
議案 第1号	令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）	R6.12.19	原案可決
議案 第2号	令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	R6.12.19	原案可決
議案 第3号	仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	R6.12.19	原案可決
議案 第4号	北後志衛生施設組合理約の一部を変更する規約について	R6.12.19	原案可決
意見案 第5号	「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書	R6.12.19	原案可決
意見案 第6号	高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書	R6.12.19	原案可決